

○ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（抄）（第一条関係）	1
○ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（抄）（第二条関係）	20
○ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（抄）（第三条関係）	55
○ 船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）（第四条関係）	91
○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）（抄）（第五条関係）	97
○ 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（抄）（附則第十二条関係）	111
○ 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）（抄）（附則第十三条関係）	117
○ 内航海運組合法（昭和三十三年法律第百六十二号）（抄）（附則第十四条関係）	118
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十五条関係）	119
※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）により改正された後の条文	
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十六条関係）	122
※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）により改正された後の条文	
○ 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）（抄）（附則第十七条関係）	126
○ 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）（抄）（附則第十八条関係）	127
○ 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）（附則第十九条関係）	128
○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）（附則第二十条関係）	130
○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）（附則第二十一条関係）	131
○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）（抄）（附則第二十二条関係）	132
○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）（附則第二十三条関係）	133

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（抄）（附則第二十四条関係）	134
※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）により改正された後の条文	
○ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）（抄）（附則第二十五条関係）	145
○ 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）（附則第二十六条関係）	147
○ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（抄）（附則第二十七条関係）	148
○ 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）（抄）（附則第二十八条関係）	149
○ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）（抄）（附則第二十九条関係）	150
○ 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号）（抄）（附則第三十条関係）	152
○ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）（抄）（附則第三十一条関係）	153
○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（抄）（附則第三十二条関係）	155

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 日本船舶及び船員の確保（第三十四条―第三十七条の六）</p> <p>第五章 準日本船舶の認定等（第三十八条―第三十八条の五）</p> <p>第五章の二 外航船舶の確保等（第三十九条―第三十九条の九）</p> <p>第六章〜第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（許可基準）</p> <p>第四条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 当該事業を自ら適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。</p> <p>五・六（略）</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客定期航路事業の許可をしてはならない。</p> <p>一 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 日本船舶及び船員の確保（第三十四条―第三十九条の四）</p> <p>第五章 準日本船舶の認定等（第三十九条の五―第三十九条の九）</p> <p>（新設）</p> <p>第六章〜第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（許可基準）</p> <p>第四条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 当該事業を自ら適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。</p> <p>五・六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第五条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過してい</p>

行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過して
ない者であるとき。

二 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第十六
条（第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合
を含む。）の規定による許可の取消しの処分（以下この条にお
いて「許可取消処分」という。）を受けた日から起算して五年
を経過していない者（当該許可取消処分を受けた者が法人であ
る場合においては、当該許可取消処分を受ける原因となつた事
項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかな
る名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を
有する者を含む。以下この条において同じ。）として在任した
者で当該許可取消処分を受けた日から起算して五年を経過して
いないものを含む。）であるとき。

三 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者（法人に限
る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲
げる法人が許可取消処分を受けた日から起算して五年を経過し
ていない者であるとき。

イ 当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を
通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し
、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国
土交通省令で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）

ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実
質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあ
る者として国土交通省令で定めるもの

ハ 当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を
通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影
響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの

四 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、許可取
消処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条

ない者であるとき。

二 一般旅客定期航路事業の許可、特定旅客定期航路事業の許可
又は第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業の許可の
取消しを受け、その取消しの日から二年を経過していない者で
あるとき。

（新設）

（新設）

の規定による通知があつた日から当該許可取消処分をする日又は当該許可取消処分をしないことを決定する日までの間（第六号において「処分決定期間」という。）に第十五条第一項（第十九条の第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十二条の規定による事業の廃止の届出（以下この条において「事業廃止届出」という。）をした者（当該事業廃止届出について相当の理由がある者を除く。次号において同じ。）で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

五| 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第二十条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき許可取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に事業廃止届出をした者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

六| 処分決定期間内に事業廃止届出があつた場合において、一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第四号の通知の日前六十日以内に当該事業廃止届出に係る法人（当該事業廃止届出について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

七| 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する者であるとき。

八| 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が法人であ

（新設）

（新設）

（新設）

三| 法人である場合において、その法人の役員（いかなる名称に

る場合において、その法人の役員が前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する者であるとき。

（事業の停止及び許可の取消し）

第十六条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 三（略）

四 第五条第一号、第二号、第七号又は第八号に該当することとなつたとき。

（事業の譲渡及び譲受の認可等）

第十八条（略）

2 4（略）

5 相続人が前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可の申請をした場合においては、その認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受けるまでは、被相続人に対してした一般旅客定期航路事業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

6 第四項の認可を受けた者は、被相続人に係る第三条第一項の許可に基づく権利義務を承継する。

7 第四条及び第五条の規定は、第一項、第二項又は第四項の認可について準用する。

（特定旅客定期航路事業）

第十九条の三（略）

2 第三条第二項及び第四項、第四条（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）並びに第五条の規定は、前項の許可について準用する。

3 第十条の二から第十一条まで、第十五条第一項、第十六条、第

よるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が前二号のいずれかに該当するとき。

（事業の停止及び許可の取消し）

第十六条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 三（略）

四 第五条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

（事業の譲渡及び譲受の認可等）

第十八条（略）

2 4（略）

5 相続人は、前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可の申請をした場合においては、その認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受けるまでは、第三条第一項の規定にかかわらず一般旅客定期航路事業を営むことができる。

（新設）

（新設）

（特定旅客定期航路事業）

第十九条の三（略）

2 第三条第二項及び第四項、第四条（第一号、第二号及び第五号に係るものに限る。）並びに第五条の規定は、前項の許可について準用する。

3 第十条の二から第十一条まで、第十六条、第十九条第二項、第

十八條、第十九條第二項、第十九條の二の二及び第十九條の二の三の規定は、特定旅客定期航路事業について準用する。この場合において、第十一条第二項及び第十八條第七項中「第四条」とあるのは、「第四条（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(事業の廃止の届出)

第二十二條 旅客不定期航路事業者が、その事業を廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(準用規定)

第二十三條 第八條第一項及び第二項、第九條から第十一条まで、第十三條、第十六條、第十八條、第十九條第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第二項並びに第十九條の二から第十九條の二の三までの規定は、旅客不定期航路事業について準用

第十九條の二の二及び第十九條の二の三の規定は、特定旅客定期航路事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「第四条」とあるのは、「第四条（第一号、第二号及び第五号に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

4

特定旅客定期航路事業の譲渡又は特定旅客定期航路事業を営む者（以下「特定旅客定期航路事業者」という。）について相続、合併若しくは分割（当該事業を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人は、特定旅客定期航路事業者の地位を承継する。

5

前項の規定により特定旅客定期航路事業者の地位を承継した者は、国土交通省令の定める手続により、承継のあつた日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

6

特定旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、その日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(事業の廃止の届出)

第二十二條 旅客不定期航路事業者が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、その事業の廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(準用規定)

第二十三條 第八條第一項及び第二項、第九條から第十一条まで、第十三條、第十六條、第十九條第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第二項、第十九條の二から第十九條の二の三まで並びに第十九條の三第四項及び第五項の規定は、旅客不定期

する。この場合において、第八条第二項中「一般旅客定期航路事業者」とあるのは「旅客不定期航路事業者」と、第十一条第二項及び第十八条第七項中「第四条」とあるのは「第四条（第六号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（日本船舶・船員確保基本方針）

第三十四条 国土交通大臣は、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。）の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保（これらに関連して実施される措置であつて、第三十八条第七項に規定する準日本船舶の確保、これに乗り組む船員の育成及び確保その他の国土交通省令で定めるものを含む。以下「日本船舶及び船員の確保」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下この条、次条第三項第一号及び第三十九条第四項において「日本船舶・船員確保基本方針」という。）を定めるものとする。

2 6 （略）

（日本船舶・船員確保計画）

第三十五条 （略）

2 （略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その日本船舶・船員確保計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、第四号（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第五十五条第一項に規定する船員派遣事業の許可に係る部分に限る。）に係る日本船舶・船員確保計画の認定については、交通政策審議会の意見を聴くものとする。

一 四 （略）

五 第三十七条の二に規定する課税の特例の適用を受けようとする

航路事業について準用する。この場合において、第八条第二項中「一般旅客定期航路事業者」とあるのは「旅客不定期航路事業者」と、第十一条第二項中「第四条」とあるのは「第四条（第六号に係るものを除く。）」と読み替えるものとする。

（日本船舶・船員確保基本方針）

第三十四条 国土交通大臣は、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。）の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保（これらに関連して実施される措置であつて、第三十九条の五第七項に規定する準日本船舶の確保、これに乗り組む船員の育成及び確保その他の国土交通省令で定めるものを含む。以下「日本船舶及び船員の確保」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「日本船舶・船員確保基本方針」という。）を定めるものとする。

2 6 （略）

（日本船舶・船員確保計画）

第三十五条 （略）

2 （略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その日本船舶・船員確保計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、第四号（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第五十五条第一項に規定する船員派遣事業の許可に係る部分に限る。）に係る日本船舶・船員確保計画の認定については、交通政策審議会の意見を聴くものとする。

一 四 （略）

五 第三十八条に規定する課税の特例の適用を受けようとするも

るものにあつては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。）を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであること、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のものであること。

456 (略)

(課税の特例)

第三十七条の二 認定事業者（第三十五条第三項第五号に掲げる基準に適合するものとして日本船舶・船員確保計画の認定を受けた者に限る。次条第一項において同じ。）が日本船舶（安定的な海上輸送の確保に資するものとして国土交通省令で定める大きさ以上の船舶に限る。同条において同じ。）を用いて営む対外船舶運航事業等（対外船舶運航事業、対外船舶貸渡業（対外船舶運航事業の用に供する船舶の貸渡し又は運航の委託をする事業をいう。同項、第三十九条第一項及び第二項第三号並びに第三十九条の六第一項において同じ。）その他これらに関連する事業として国土交通省令で定めるものをいう。）に係る所得については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第三十七条の三 第三十七条の六 (略)

(準日本船舶の認定)

第三十八条 対外船舶運航事業を営む者（以下この条、第三十九条第一項及び第二項第三号並びに第三十九条の六第一項において「対外船舶運航事業者」という。）は、国土交通省令で定めるところ

のにあつては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。）を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであること、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のものであること。

456 (略)

(課税の特例)

第三十八条 認定事業者（第三十五条第三項第五号に掲げる基準に適合するものとして日本船舶・船員確保計画の認定を受けた者に限る。次条第一項において同じ。）が日本船舶（安定的な海上輸送の確保に資するものとして国土交通省令で定める大きさ以上の船舶に限る。同条において同じ。）を用いて営む対外船舶運航事業等（対外船舶運航事業、対外船舶貸渡業（対外船舶運航事業の用に供する船舶の貸渡し又は対外船舶運航事業に係る運航の委託をする船舶貸渡業をいう。同項において同じ。）その他これらに関連する事業として国土交通省令で定めるものをいう。）に係る所得については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第三十九条 第三十九条の四 (略)

(準日本船舶の認定)

第三十九条の五 対外船舶運航事業を営む者（以下この条において「対外船舶運航事業者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、日本船舶以外の船舶であつて、その子会社（会社法

ろにより、日本船舶以外の船舶であつて、その子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この条、第三十九条第一項並びに第三十九条の六第一項及び第二項において同じ。）が所有し、かつ、当該対外船舶運航事業者が運航するものについて、次の各号のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を申請することができる。

一・二（略）

2・3（略）

4 第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶（総トン数五百トン以上の船舶に限る。）に係る船員の安全衛生（作業用具の整備に関する事項に係るものに限る。第九項において同じ。）について国土交通大臣又は登録検査機関（船員法（昭和二十二年法律第百号）第百条の二第一項に規定する登録検査機関をいう。第九項及び第三十八条の三において同じ。）が行う検査を受けなければならない。

5 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る船舶が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その認定をするものとする。

一・二（略）

三 前項の規定による検査を受けたものである場合は、当該検査の結果当該船舶が船員法第百条の六第三項第二号に掲げる要件（作業用具の整備に関する事項に係る部分に限る。第三十八条の三において同じ。）に適合していること。

6 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、当該認定の申請をした者に対し、当該船舶の名称、総トン数等その他国土交通省令で定める事項（第四項の規定による検査を受けた船舶にあつては、当該検査をした事項の内容（以下この条及び第三十八条の三において「検査内容」という。）を含む。）を記載した認定証（以下この条、次条及び第三十八条の三において「認定証」という。

（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）が所有し、かつ、当該対外船舶運航事業者が運航するものについて、次の各号のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を申請することができる。

一・二（略）

2・3（略）

4 第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶（総トン数五百トン以上の船舶に限る。）に係る船員の安全衛生（作業用具の整備に関する事項に係るものに限る。第九項において同じ。）について国土交通大臣又は登録検査機関（船員法（昭和二十二年法律第百号）第百条の二第一項に規定する登録検査機関をいう。以下同じ。）が行う検査を受けなければならない。

5 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る船舶が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その認定をするものとする。

一・二（略）

三 前項の規定による検査を受けたものである場合は、当該検査の結果当該船舶が船員法第百条の六第三項第二号に掲げる要件（作業用具の整備に関する事項に係る部分に限る。第三十九条の七において同じ。）に適合していること。

6 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、当該認定の申請をした者に対し、当該船舶の名称、総トン数等その他国土交通省令で定める事項（第四項の規定による検査を受けた船舶にあつては、当該検査をした事項の内容（以下「検査内容」という。）を含む。）を記載した認定証（以下単に「認定証」という。）を交付するものとする。

）を交付するものとする。

759 (略)

10 認定対外船舶運航事業者等は、次に掲げる場合には、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨を届け出なければならぬ。

一 当該認定対外船舶運航事業者等（第二項の規定による認定の申請に基づく第五項の認定にあつては、同項の認定を受けた本邦船主（第十二項第三号及び第三十八条の四において「認定本邦船主」という。）に限る。）が準日本船舶を譲り受けたとき。

二 四 (略)

11 (略)

12 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該準日本船舶に係る第五項の認定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 第三十八条の四第一項の規定による勧告を受けた認定本邦船主が当該勧告に従い必要な措置を講じなかつたとき。

13 (略)

第三十八条の二 (略)

(船員法の特例)

第三十八条の三 認定対外船舶運航事業者等が第三十八条第十項の規定による届出をした場合において、国土交通大臣又は登録検査機関が、国土交通省令で定めるところにより、当該届出に係る船舶（同条第四項の規定による検査を受けたものに限る。）に係る認定証に記載された検査内容に変更がないことの確認を行ったときは、当該船舶は、国土交通大臣又は登録検査機関による船員法第百条の六第一項の規定による検査の結果、同条第三項第二号に

759 (略)

10 認定対外船舶運航事業者等は、次に掲げる場合には、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨を届け出なければならぬ。

一 当該認定対外船舶運航事業者等（第二項の規定による認定の申請に基づく第五項の認定にあつては、同項の認定を受けた本邦船主（以下「認定本邦船主」という。）に限る。）が準日本船舶を譲り受けたとき。

二 四 (略)

11 (略)

12 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該準日本船舶に係る第五項の認定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 第三十九条の八第一項の規定による勧告を受けた認定本邦船主が当該勧告に従い必要な措置を講じなかつたとき。

13 (略)

第三十九条の六 (略)

(船員法の特例)

第三十九条の七 認定対外船舶運航事業者等が第三十九条の五第十項の規定による届出をした場合において、国土交通大臣又は登録検査機関が、国土交通省令で定めるところにより、当該届出に係る船舶（同条第四項の規定による検査を受けたものに限る。）に係る認定証に記載された検査内容に変更がないことの確認を行ったときは、当該船舶は、国土交通大臣又は登録検査機関による船員法第百条の六第一項の規定による検査の結果、同条第三項第二

掲げる要件に適合していると認められたものとみなす。

(勧告及び公表)

第三十八条の四 国土交通大臣は、認定本邦船主が正当な理由がなく第三十八条第二項第二号の契約を履行していないと認めるときは、当該認定本邦船主に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第三十八条の五 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶運航事業者等に対して、第三十八条第七項各号に掲げる事項その他必要な事項について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶運航事業者等の事業場若しくは事務所に立ち入り、準日本船舶に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 (略)

第五章の二 外航船舶の確保等

(外航船舶確保等基本方針)

第三十九条 国土交通大臣は、前二章に定めるもののほか、安定的な国際海上輸送(本邦と外国との間において行われる海上輸送をいう。以下同じ。)の確保に資するため、対外船舶貸渡業を営む者若しくは対外船舶運航事業者又は日本の法令により設立された法人であつて、その子会社が日本船舶以外の船舶を所有し、及び当該船舶について対外船舶運航事業者への貸渡しをするもの(次項第三号並びに第三十九条の六第一項及び第二項において「関係親法人」という。)の当該子会社による外航船舶(対外船舶運航

号に掲げる要件に適合していると認められたものとみなす。

(勧告及び公表)

第三十九条の八 国土交通大臣は、認定本邦船主が正当な理由がなく第三十九条の五第二項第二号の契約を履行していないと認めるときは、当該認定本邦船主に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 (略)

(報告及び立入検査)

第三十九条の九 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶運航事業者等に対して、第三十九条の五第七項各号に掲げる事項その他必要な事項について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶運航事業者等の事業場若しくは事務所に立ち入り、準日本船舶に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 (略)

(新設)

(新設)

- 事業の用に供する船舶をいう。次条第二項第一号から第三号まで、第三項第二号及び第四項第四号並びに第三十九条の六において同じ。）の導入及び確保（以下「外航船舶の確保等」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下この条及び次条第四項第一号において「外航船舶確保等基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2| 外航船舶確保等基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一| 外航船舶の確保等の意義及び目標に関する事項
- 二| 外航船舶の確保等のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三| 本邦對外船舶運航事業者等（日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人である對外船舶運航事業者及び当該對外船舶運航事業者と国土交通省令で定める密接な関係を有する者をいう。次条第二項第三号において同じ。）による安定的な国際海上輸送を確保するために對外船舶貸渡業者等（對外船舶貸渡業を営む者、對外船舶運航事業者又は関係親法人をいう。以下同じ。）が講ずべき措置に関する基本的な事項
- 四| 次条第一項に規定する外航船舶確保等計画の同条第四項の認定に関する基本的な事項
- 五| 前各号に掲げるもののほか、外航船舶の確保等のために必要な事項
- 3| 外航船舶確保等基本方針は、對外船舶貸渡業者等の競争力の確保を考慮して定めるものとする。
- 4| 外航船舶確保等基本方針は、日本船舶・船員確保基本方針と整合性のとれたものでなければならぬ。
- 5| 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、外航船舶確保等基本方針を変更するものとする。
- 6| 国土交通大臣は、外航船舶確保等基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(外航船舶確保等計画)

第三十九条の二 対外船舶貸渡業者等は、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同で、外航船舶の確保等についての計画（以下「外航船舶確保等計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2| 外航船舶確保等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一| 導入する外航船舶の隻数その他外航船舶の確保等の目標

二| 特定外航船舶（造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第十一條第一項の事業基盤強化計画の認定を受けた同法第十條第二項に規定する造船等事業者（以下「認定事業基盤強化事業者」という。）が製造する外航船舶（船体、船舶用機関若しくは艀^き装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち国土交通省令で定めるものについて、認定事業基盤強化事業者が製造したものをを用いるものに限る。）をいう。第四項第四号において同じ。）の導入その他外航船舶の確保等の内容

三| 本邦対外船舶運航事業者等への外航船舶の貸渡しの内容

四| 計画期間

五| 外航船舶の確保等の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六| 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3| 外航船舶確保等計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一| 第三十三條において準用する第二十條第一項の規定による届出に係る行為に関する事項

二| 第三十九條の十一第一項の認定を受けようとする外航船舶の研究開発、製造及び導入に関する同條第二項各号に掲げる事項

4| 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その外航船舶確保等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(新設)

- 一 外航船舶確保等基本方針に適合するものであること。
- 二 確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。
- 三 計画期間が国土交通省令で定める期間であること。
- 四 計画期間において導入する外航船舶の隻数が国土交通省令で定める隻数以上であり、かつ、当該外航船舶に占める特定外航船舶の割合が国土交通省令で定める割合以上であること。
- 五 外航船舶確保等計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が第三十九条の十一第四項各号のいずれにも適合するものであること。
- 5 前項の認定を受けた対外船舶貸渡業者等（以下「認定対外船舶貸渡業者等」という。）は、当該認定に係る外航船舶確保等計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
- 6 第四項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

（船舶貸渡業に関する特例）

第三十九条の三 対外船舶貸渡業者等が、前条第三項第一号に掲げる事項が記載された外航船舶確保等計画について、同条第四項の認定（同条第五項の規定による変更の認定を含む。次条及び第三十九条の五において同じ。）を受けたときは、第三十三条において準用する第二十条第一項の規定による届出があつたものとみなす。

（新設）

（先進船舶導入等計画の認定の特例）

第三十九条の四 対外船舶貸渡業者等が、第三十九条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された外航船舶確保等計画について、同条第四項の認定を受けたときは、当該外航船舶確保等計画（同号に掲げる事項に係る部分に限る。）について第三十九条の十一第四項の認定があつたものとみなす。

（新設）

(助言等)

第三十九条の五 国は、認定対外船舶貸渡業者等が第三十九条の二第四項の認定を受けた外航船舶確保等計画（以下「認定外航船舶確保等計画」という。）に従つて外航船舶の確保等を行うために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(外航船舶の譲渡等の届出)

第三十九条の六 認定対外船舶貸渡業者等は、対外船舶貸渡業を営む者又は対外船舶運航事業者にあつてはその所有する外航船舶（認定外航船舶確保等計画に係るものに限る。以下この条において同じ。）を譲渡するとき、関係親法人にあつてはその子会社が所有する外航船舶を当該子会社が譲渡するときには、その日の二十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2| 認定対外船舶貸渡業者等である関係親法人は、外航船舶を所有する子会社が子会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3| 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る外航船舶が、第三十七条の三第一項又は第四十四条の二の規定による届出をしなければならぬものであるときは、これらの規定による届出をすることを要しない。

(勧告及び認定の取消し)

第三十九条の七 国土交通大臣は、認定対外船舶貸渡業者等が正当な理由がなく、認定外航船舶確保等計画に従つて外航船舶の確保等を行つておらず、又は行わないおそれがあると認めるときは、当該認定対外船舶貸渡業者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

2| 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた認定対外船舶貸渡業者等が当該勧告に従い必要な措置を講じなかつたときは、その認定を取り消すことができる。

(関係者の協力)

第三十九条の八 国土交通大臣、認定対外船舶貸渡業者等及びその組織する団体は、認定対外船舶確保等計画に従つてする外航船舶の確保等に関し相互に連携を図りながら協力しなければならぬ。

(報告徴収及び立入検査)

第三十九条の九 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶貸渡業者等に対して、認定対外船舶確保等計画の実施状況について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶貸渡業者等の事業場若しくは事務所に立ち入り、認定対外船舶確保等計画に係る船舶、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2| 第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(特定船舶導入促進基本方針)

第三十九条の十九 国土交通大臣及び財務大臣（財務大臣にあつては、次項第六号に掲げる事項に限る。）は、特定船舶（環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を有する船舶（認定事業基盤強化事業者が製造するものに限る。）であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の導入の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「特定船舶導入促進基本方針」という。）を定めるものとする。

(新設)

(新設)

(特定船舶導入促進基本方針)

第三十九条の十九 国土交通大臣及び財務大臣（財務大臣にあつては、次項第六号に掲げる事項に限る。）は、特定船舶（環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を有する船舶（造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第十一条第一項の事業基盤強化計画の認定を受けた同法第十条第二項に規定する造船等事業者（次条第一項及び第三十九条の三十六において「認定事業基盤強化事業者」という。）が製造するものに限る。）であつて国土交通省令で定め

254 (略)

(国際船舶の譲渡等の届出)

第四十四条の二 日本国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体が、日本船舶であつてその輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要なとされる技術の水準等からみて国際海上輸送の確保上重要なものとして国土交通省令で定める船舶(次条及び第四十五条において「国際船舶」という。)を、外国人等に譲渡又は貸渡しをしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該譲渡又は貸渡しをしようとする日の二十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、貸渡しをしようとする場合においてその期間が国土交通省令で定める期間未満であるときは、この限りでない。

(手数料)

第四十五条の三 次に掲げる者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

一 第三十八条第三項又は第八項の規定による測度を申請する者

二 第三十八条第四項又は第九項の規定による検査(国土交通大臣が行うものに限る。)を申請する者

(聴聞の特例)

第四十五条の六 地方運輸局長は、その権限に属する一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定

るものをいう。以下同じ。)の導入の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「特定船舶導入促進基本方針」という。)を定めるものとする。

254 (略)

(国際船舶の譲渡等の届出)

第四十四条の二 日本国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体が、日本船舶であつてその輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要なとされる技術の水準等からみて本邦と外国との間において行われる海上輸送(以下「国際海上輸送」という。)の確保上重要なものとして国土交通省令で定める船舶(以下「国際船舶」という。)を、外国人等に譲渡又は貸渡しをしようとするときは、国土交通省令の定める手続により、当該譲渡又は貸渡しをしようとする日の二十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、貸渡しをしようとする場合においてその期間が国土交通省令で定める期間未満であるときは、この限りでない。

(手数料)

第四十五条の三 次に掲げる者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

一 第三十九条の五第三項又は第八項の規定による測度の申請をしようとする者

二 第三十九条の五第四項又は第九項の規定による検査(国土交通大臣が行うものに限る。)の申請をしようとする者

(聴聞の特例)

第四十五条の六 地方運輸局長は、その権限に属する一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十

による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2・3 (略)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十六条（第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反したとき。

二 第十九条第二項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一〇六 (略)

七 第十条の三第三項若しくは第七項（これらの規定を第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）、第十四条第二項、第十九条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条の二（第十九条の六の三第二項、第二十条の二第二項及び第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十九条第三項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2・3 (略)

第四十八条 第十六条第一項（第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(新設)

(新設)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一〇六 (略)

七 第十条の三第三項若しくは第七項（これらの規定を第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）、第十四条第二項、第十九条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条の二（第十九条の六の三第二項、第二十条の二第二項及び第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十九条第三項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

八〇十三 (略)

十四 第十五条第一項(第十九条の三第三項において準用する場合を含む。)若しくは第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止したとき。

十五〇二十 (略)

二十一 第二十二條の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を廃止したとき。

二十二 第二十四條第一項(第三十三條において準用する場合並びに第四十二條第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十七條の六第一項、第三十八條の五第一項若しくは第三十九條の九第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十三 第二十五條第一項(第四十二條第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十七條の六第一項、第三十八條の五第一項若しくは第三十九條の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二十四・二十五 (略)

第五十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七條の三第一項若しくは第四十四條の二の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをしたとき。

二 第三十九條の六第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、譲渡をしたとき。

三 第三十九條の六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四〇八 (略)

八〇十三 (略)

十四 第十五条第一項又は第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止したとき。

十五〇二十 (略)

(新設)

二十一 第二十四條第一項(第三十三條において準用する場合及び第四十二條第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十九條の四第一項又は第三十九條の九第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十二 第二十五條第一項(第四十二條第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十九條の四第一項又は第三十九條の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二十三・二十四 (略)

第五十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九條第一項又は第四十四條の二の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをしたとき。

(新設)

(新設)

二〇六 (略)

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十八条（第二号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第四十六条、第四十七条、第四十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第四十九条から第五十二条まで 各本条の罰金刑

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十一条第三項（第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。）、第十一条の二第四項、第十九条の四第五項若しくは第十九条の五第二項の規定若しくは第二十条第一項若しくは第三項（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 四（略）

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第四十六条から第五十二条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

（新設）

（新設）

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十一条第三項（第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。）、第十一条の二第四項、第十九条の三第五項（第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条の三第六項、第十九条の四第五項、第十九条の五第二項、第二十条第一項若しくは第三項（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）又は第二十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 四（略）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 船舶運航事業（第三条―第三十二条の二）</p> <p>第二章の二 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証</p> <p>第一節 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証の交付等（第三十二条の三―第三十二条の十一）</p> <p>第二節 指定試験機関（第三十二条の十二―第三十二条の二十五）</p> <p>第三節 登録安全統括管理者講習機関等（第三十二条の二十六―第三十二条の四十）</p> <p>第四節 雑則（第三十二条の四十一）</p> <p>第三章 第九章（略）</p> <p>第十章 罰則（第四十六条―第五十七条）</p> <p>附則</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客定期航路事業の許可をしてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第十七条（第十九条の三第三項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しの処分（以下この条において「許可取消処分」という。）を受けた日から起算して五年を経過していない者（当該許可取消処分を受けた者が法人</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 船舶運航事業（第三条―第三十二条の二）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 第九章（略）</p> <p>第十章 罰則（第四十六条―第五十六条）</p> <p>附則</p> <p>（欠格事由）</p> <p>第五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客定期航路事業の許可をしてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第十六条（第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しの処分（以下この条において「許可取消処分」という。）を受けた日から起算して五年を経過していない者（当該許可取消処分を受けた者が法人であ</p>

である場合においては、当該許可取消処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）として在任した者で当該許可取消処分を受けた日から起算して五年を経過していないものを含む。）であるとき。

三 (略)

四 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、許可取消処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該許可取消処分をする日又は当該許可取消処分をしないことを決定する日までの間（第六号において「処分決定期間」という。）に第十六条第一項（第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十一条の四の規定による事業の廃止の届出（以下この条において「事業廃止届出」という。）をした者（当該事業廃止届出について相当の理由がある者を除く。次号において同じ。）で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

五〇八 (略)

(船舶運航計画の届出)

第六条 一般旅客定期航路事業の許可を受けた者（以下「一般旅客定期航路事業者」という。）は、船舶運航計画（指定区間に係るものを除く。）を定め、国土交通省令で定めるところにより、運航を開始する日までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

(運賃及び料金)

第八条 一般旅客定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあ

る場合においては、当該許可取消処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）として在任した者で当該許可取消処分を受けた日から起算して五年を経過していないものを含む。）であるとき。

三 (略)

四 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、許可取消処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該許可取消処分をする日又は当該許可取消処分をしないことを決定する日までの間（第六号において「処分決定期間」という。）に第十五条第一項（第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十二条の規定による事業の廃止の届出（以下この条において「事業廃止届出」という。）をした者（当該事業廃止届出について相当の理由がある者を除く。次号において同じ。）で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

五〇八 (略)

(船舶運航計画の届出)

第六条 一般旅客定期航路事業の許可を受けた者は、船舶運航計画（指定区間に係るものを除く。）を定め、国土交通省令の定める手続により、運航を開始する日までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

(運賃及び料金)

第八条 一般旅客定期航路事業を営む者（以下「一般旅客定期航路事業者」という。）は、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金

つては当該自動車航送に係る運賃及び料金を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 一般旅客定期航路事業者は、旅客の運賃、国土交通省令で定める手荷物の運賃及び自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃であつて指定区間に係るものについて当該運賃の上限を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4・5 (略)

(旅客名簿の作成等)

第十五条 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令で定めるところにより、船舶ごと及び当該船舶の航海ごとに旅客名簿を作成し、事業場又は事務所に備え置かなければならない。ただし、当該船舶の航行する区域及び航海の様態を勘案して国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(事業の休廃止の届出)

第十六条 一般旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、休止又は廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

2 一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、休止又は廃止の日の六月前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金を定め、国土交通省令の定める手続により、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 (略)

3 一般旅客定期航路事業者は、旅客の運賃、国土交通省令で定める手荷物の運賃及び自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃であつて指定区間に係るものについて当該運賃の上限を定め、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

4・5 (略)

(新設)

(事業の休廃止の届出)

第十五条 一般旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

2 一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の六月前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

ない。

(許可の取消し等)

第十七条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の用に供する船舶、係留施設その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の許可を取り消すことができる。

一 (略)

二 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)、船員法(昭和二十二年法律第百号)第七十条、第一百七十二条の二から第十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項又は船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)の規定に違反したとき。

三・四 (略)

(削る)

(指定区間に係る経過措置)

第十九条の二の四 (略)

2 前項の一般旅客定期航路事業者であつて、指定日前に第十六条第一項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしたものについては、同条第二項の規定は、適用しない。

3 (略)

(特定旅客定期航路事業)

第十九条の三 (略)

2 (略)

3 第十条の二から第十一条まで、第十六条第一項、第十七条、第十八条、第十九条第二項、第十九条の二の二及び第十九条の二の

い。

(事業の停止及び許可の取消し)

第十六条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 (略)

二 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)又は船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)の規定に違反したとき。

三・四 (略)

第十七条 削除

(指定区間に係る経過措置)

第十九条の二の四 (略)

2 前項の一般旅客定期航路事業者であつて、指定日前に第十五条第一項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしたものについては、同条第二項の規定は、適用しない。

3 (略)

(特定旅客定期航路事業)

第十九条の三 (略)

2 (略)

3 第十条の二から第十一条まで、第十五条第一項、第十六条、第十八条、第十九条第二項、第十九条の二の二及び第十九条の二の

三の規定は、特定旅客定期航路事業について準用する。この場合において、第十一条第二項及び第十八条第七項中「第四条」とあるのは、「第四条（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

（対外旅客定期航路事業）

第十九条の四 第三条から第十条まで、第十一条から第十二条まで、第十四条、第十六条から第十八条まで、第十九条第一項及び前二条の規定は、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う旅客定期航路事業（以下「対外旅客定期航路事業」という。）については、適用しない。

2 4 （略）

5 | 対外旅客定期航路事業を営む者は、第十五条の規定により旅客名簿を作成したときは、国土交通省令で定めるところにより、その事業の用に供する船舶の船長に対し、当該旅客名簿の写しを交付しなければならない。

6 | （略）

（準用規定）

第二十条の二 （略）

2・3 （略）

4 | 第十五条及び第十九条の四第五項の規定は、人の運送をする不定期航路事業（旅客船を就航させて、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするものに限る。）について準用する。

5 | 第十五条の規定は、人の運送をする不定期航路事業（本邦の各港間において行うものにあつては、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの以外のもの、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行うものにあつては、旅客船以外の船舶を就航させて行うものに限る。）に

三の規定は、特定旅客定期航路事業について準用する。この場合において、第十一条第二項及び第十八条第七項中「第四条」とあるのは、「第四条（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

（対外旅客定期航路事業）

第十九条の四 第三条から第十条まで、第十一条から第十二条まで、第十四条から第十九条第一項まで及び前二条の規定は、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う旅客定期航路事業（以下「対外旅客定期航路事業」という。）については、適用しない。

2 4 （略）

（新設）

5 | （略）

（準用規定）

第二十条の二 （略）

2・3 （略）

（新設）

（新設）

ついて準用する。

(旅客不定期航路事業の許可)

第二十一条 一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。以下「旅客不定期航路事業」という。）を営もうとする者は、次に掲げる旅客不定期航路事業ごとに、かつ、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

一 次号に掲げるもの以外の旅客不定期航路事業

二 総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。）二十トン未満の船舶（第三項第二号、第三十二条の第三項及び第四項並びに第三十二条の七第三項及び第四項において「小型船舶」という。）のみをその用に供する旅客不定期航路事業

前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

三 航路の起点、寄港地及び終点、当該事業の用に供する船舶、係留施設その他の輸送施設の概要その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第一項第一号に掲げる旅客不定期航路事業にあつては、資金

(旅客不定期航路事業の許可)

第二十一条 一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。以下「旅客不定期航路事業」という。）を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

計画その他国土交通省令で定める事項を記載した書類

二 第一項第二号に掲げる旅客不定期航路事業にあつては、前号に掲げる書類並びに小型船舶による輸送の安全を確保するための人材の確保及び資質の向上に関する計画（次項及び第二十一条の第三項において「安全人材確保計画」という。）

4 | 安全人材確保計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 安全人材（第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者及び第三十二条の七第一項第一号の総合運航管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者をいう。次号において同じ。）の確保の目標

二 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組に関する事項

三 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施に関する事項

四 計画期間

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

5 | 第四条（第六号に係る部分を除く。）及び第五条の規定は、第一項の許可について準用する。

6 | 第一項第一号に掲げる旅客不定期航路事業に係る許可（以下この条、第二十一条の六及び第四十六条第三号において「第一号許可」という。）を受けた者が、当該第一号許可に係る航路について同項第二号に掲げる旅客不定期航路事業に係る許可（以下「第二号許可」という。）を受けたときは、その者に対する当該第一号許可は、その効力を失う。

7 | 第二号許可（第二十一条の三第一項及び第二項の許可の更新を含む。以下この項及び第二十一条の六において同じ。）を受けた者が、当該第二号許可に係る航路について第一号許可を受けたと

（新設）

2 | 第三条第二項及び第四項、第四条（第六号に係るものを除く。）並びに第五条の規定は、前項の許可について準用する。

（新設）

（新設）

きは、その者に対する当該第二号許可は、その効力を失う。

(旅客不定期航路事業者の禁止行為)

第二十一条の二 旅客不定期航路事業の許可を受けた者(第二十一条の四において「旅客不定期航路事業者」という。)は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

一・二 (略)

(許可の更新)

第二十一条の三 第二号許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 次の各号に掲げる処分を受けた者が当該処分を受けた後の第二号許可の最初の更新(以下この項において「処分後更新」という。)を受けた場合における当該第二号許可は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間内にその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

一 第二十一条の五において準用する第十七条の規定による事業の停止の命令 当該処分後更新を受けた日から起算して一年を経過する日までの間

二 第二十一条の五において準用する第十七条の規定による輸送施設の使用の停止の命令 当該処分後更新を受けた日から起算して三年を経過する日までの間

三 第二十一条の五において準用する第十九条第二項の規定による命令 当該処分後更新を受けた日から起算して三年を経過する日までの間

3 前二項の許可の更新を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、申請書に安全人材確保計画を添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。

4 第一項又は第二項の更新の申請があつた場合において、第一項

(旅客不定期航路事業者の禁止行為)

第二十一条の二 旅客不定期航路事業を営む者(以下「旅客不定期航路事業者」という。)は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

一・二 (略)

(新設)

又は第二項各号の期間（以下この条において「有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の第二号許可は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、第二号許可の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6 第四条（第六号に係る部分を除く。）及び第五条の規定は、第一項及び第二項の許可の更新について準用する。

（事業の廃止の届出）

第二十一条の四 旅客不定期航路事業者が、その事業を廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

（準用規定）

第二十一条の五 第八条第一項及び第二項、第九条から第十一条まで、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条、第十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第二項並びに第十九条の二から第十九条の二の三までの規定は、旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第十一条第二項及び第十八条第七項中「第四条」とあるのは、「第四条（第六号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（権利義務の承継による許可の失効）

第二十一条の六 前条において準用する第十八条第三項又は第六項の規定により、第一号許可を受けている者が当該第一号許可に係る航路について第二号許可に基づく権利義務を承継したとき、又は第二号許可を受けている者が当該第二号許可に係る航路について

（新設）

（新設）

（新設）

て第一号許可に基づく権利義務を承継したときは、当該航路について第二号許可は、その効力を失う。

第二十二條及び第二十三條 削除

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第二十五條の二 国土交通大臣は、第二十四條第一項の規定による報告の徴収又は前條第一項の規定による立入検査のうち安全管理規程(第十條の三第二項第一号(第十九條の三第三項、第十九條の六の三第二項及び第三項、第二十條の二第二項及び第三項並びに第二十一條の五において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

第二章の二 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者

証

(事業の廃止の届出)

第二十二條 旅客不定期航路事業者が、その事業を廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(準用規定)

第二十三條 第八條第一項及び第二項、第九條から第十一條まで、第十三條、第十六條、第十八條、第十九條第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。))及び第二項並びに第十九條の二から第十九條の三の三までの規定は、旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第八條第二項中「一般旅客定期航路事業者」とあるのは「旅客不定期航路事業者」と、第十一條第二項及び第十八條第七項中「第四條」とあるのは「第四條(第六号に係る部分を除く。)」と読み替えるものとする。

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第二十五條の二 国土交通大臣は、第二十四條第一項の規定による報告の徴収又は前條第一項の規定による立入検査のうち安全管理規程(第十條の三第二項第一号(第十九條の三第三項、第十九條の六の三第二項及び第三項、第二十條の二第二項及び第三項並びに第二十三條において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

(新設)

第一節 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証の交付等

(新設)

(安全統括管理者資格者証の交付)

第三十二条の三 国土交通大臣は、次の各号に掲げる試験に合格し

、かつ、運航管理者としての実務の経験その他の当該各号に掲げ

る試験の区分に応じ国土交通省令で定める輸送の安全に関する実

務の経験を有している者に対し、当該各号に定める資格者証を交

付する。

一 総合安全統括管理者試験 総合安全統括管理者資格者証

二 大型船舶安全統括管理者試験 大型船舶安全統括管理者資格

者証

三 小型船舶安全統括管理者試験 小型船舶安全統括管理者資格

者証

2 総合安全統括管理者試験は、人の運送をする船舶運航事業にお

ける安全統括管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、

国土交通大臣が行う。

3 大型船舶安全統括管理者試験は、小型船舶以外の船舶のみをそ

の用に供する人の運送をする船舶運航事業における安全統括管理

者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行

う。

4 小型船舶安全統括管理者試験は、小型船舶のみをその用に供す

る人の運送をする船舶運航事業における安全統括管理者の職務に

関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

(安全統括管理者資格者証の交付を行わない場合)

第三十二条の四 国土交通大臣は、前条第一項の規定にかかわらず

、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、総合安全統括管

理者資格者証、大型船舶安全統括管理者資格者証又は小型船舶安

(新設)

(新設)

全統括管理者資格者証（以下「安全統括管理者資格者証」という。）の交付を行わない。

一 十八歳に満たない者

二 第三十二条の六の規定により安全統括管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から五年を経過しない者

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

（安全統括管理者資格者証の有効期間）

第三十二条の五 安全統括管理者資格者証の有効期間は、二年とする。

2 前項の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による安全統括管理者資格者証の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者が安全統括管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習（以下「安全統括管理者講習」という。）であつて第三十二条の二十六の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録安全統括管理者講習機関」という。）が実施するものを修了したと認めるときでなければ、安全統括管理者資格者証の有効期間の更新をしてはならない。

（安全統括管理者資格者証の返納）

第三十二条の六 国土交通大臣は、安全統括管理者資格者証の交付を受けている者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その安全統括管理者資格者証の返納を命ずることができる。

（運航管理者資格者証の交付）

（新設）

（新設）

第三十二条の七 国土交通大臣は、次の各号に掲げる試験に合格し

、かつ、旅客船に船長として乗り組んだ経験その他の当該各号に掲げる試験の区分に応じ国土交通省令で定める船舶の運航に関する実務の経験を有している者に対し、当該各号に定める資格者証を交付する。

一 総合運航管理者試験 総合運航管理者資格者証

二 大型船舶運航管理者試験 大型船舶運航管理者資格者証

三 小型船舶運航管理者試験 小型船舶運航管理者資格者証

2 総合運航管理者試験は、人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶に係る運航管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

3 大型船舶運航管理者試験は、人の運送をする船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶に係る運航管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

4 小型船舶運航管理者試験は、人の運送をする船舶運航事業の用に供する小型船舶に係る運航管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

(運航管理者資格者証の交付を行わない場合)

第三十二条の八 国土交通大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、総合運航管理者資格者証、大型船舶運航管理者資格者証又は小型船舶運航管理者資格者証（以下「運航管理者資格者証」という。）の交付を行わない。

一 第三十二条の四第一号又は第三号に掲げる者

二 第三十二条の十の規定により運航管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から五年を経過しない者

(運航管理者資格者証の有効期間)

第三十二条の九 運航管理者資格者証の有効期間は、二年とする。

(新設)

(新設)

(新設)

2 前項の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による運航管理者資格者証の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者が運航管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習（以下「運航管理者講習」という。）であつて第三十二条の四十第一項の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（同条第二項及び第三十二条の四十一第一項第三号において「登録運航管理者講習機関」という。）が実施するものを修了したと認めるときでなければ、運航管理者資格者証の有効期間の更新をしてはならない。

（運航管理者資格者証の返納）

第三十二条の十 国土交通大臣は、運航管理者資格者証の交付を受けている者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、その運航管理者資格者証の返納を命ずることができる。

（国土交通省令への委任）

第三十二条の十一 安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証の様式及び再交付に関する事項、第三十二条の三第一項各号及び第三十二条の七第一項各号の試験の科目及び受験手続並びに安全統括管理者講習及び運航管理者講習の科目は、国土交通省令で定める。

第二節 指定試験機関

（指定試験機関の指定）

第三十二条の十二 国土交通大臣は、一に限り指定する者に、第三十二条の三第二項から第四項まで及び第三十二条の七第二項から

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第四項までの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2| 前項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3| 国土交通大臣は、指定を受けた者（以下「指定試験機関」という。）に試験事務を行わせるときは、試験事務を行わないものとする。

（指定の基準）

第三十二条の十三 国土交通大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が定められ、かつ、当該計画が試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 前号の計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に依りて国土交通省令で定める構成員の構成が試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に掲げるもののほか、試験事務が不公正になるおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2| 国土交通大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 申請者が、第三十二条の二十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

二 法人にあつては、その役員のうちこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、罰金以上の

（新設）

刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者があること。

(指定の公示等)

第三十二条の十四 国土交通大臣は、指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を官報で公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地の変更をしようとするときは、その二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の更新)

第三十二条の十五 指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三十二条の十二第二項及び第三十二条の十三の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(試験員)

第三十二条の十六 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、安全統括管理者又は運航管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、その日から二週間以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、試験員が、この法律、この法律に基づく命令

(新設)

(新設)

(新設)

若しくは処分若しくは試験事務の実施に関する規程（次条及び第三十二条の二十三第一項第五号において「試験事務規程」という。）に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、指定試験機関に対し、試験員の解任を命ずることができる。

5| 前項の規定による命令により試験員の職を解任され、その解任の日から二年を経過しない者は、試験員となることができない。

6| 指定試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験員に対し、その職務の遂行に必要な研修を実施しなければならない。

(試験事務規程)

第三十二条の十七 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 国土交通大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3| 試験事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

(事業計画及び収支予算の認可等)

第三十二条の十八 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2| 指定試験機関は、事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、その変更に係る事業の開始又は予算の執行の日までに、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3| 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しな

(新設)

(新設)

なければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十二条の十九 指定試験機関は、試験事務について、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(秘密保持義務等)

第三十二条の二十 試験事務に従事する指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に規定する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)

第三十二条の二十一 国土交通大臣は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(試験事務の休廃止)

第三十二条の二十二 指定試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。試験事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を官報で

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三十二条の二十三 国土交通大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

一 第三十二条の十三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

二 第三十二条の十三第二項第二号に該当するに至つたとき。

三 第三十二条の十四第二項、第三十二条の十六第一項から第三項まで若しくは第六項、第三十二条の十八又は第三十二条の十九の規定に違反したとき。

四 第三十二条の十六第四項、第三十二条の十七第二項又は第三十二条の二十一の規定による命令に違反したとき。

五 第三十二条の十七第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

六 不正の手段により指定を受けたとき。

2| 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(国土交通大臣による試験事務の実施)

第三十二条の二十四 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、試験事務を自ら行うものとする。

一 指定試験機関が第三十二条の二十二第一項の規定により試験事務に関する業務の全部又は一部を休止したとき。

二 前条第一項の規定により指定試験機関に対し試験事務に関する業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

三 指定試験機関が天災その他の事由により試験事務を実施する

(新設)

(新設)

- 2| ことが困難となつた場合において必要があると認めるとき。
国土交通大臣は、前項の規定により試験事務を行うものとし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。
- 3| 国土交通大臣が、第一項の規定により試験事務を行うものとし、第三十二条の二十二第一項の規定により試験事務に関する業務の廃止を許可し、又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

- 第三十二条の二十五 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第三節 登録安全統括管理者講習機関等

(登録安全統括管理者講習機関の登録)

- 第三十二条の二十六 安全統括管理者講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

(新設)

(登録の要件等)

- 第三十二条の二十七 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請に係る安全統括管理者講習が、当該講習に必要な書籍その他の教材を用いて、次の各号に掲げる講師の条件のいずれにも適合する者により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。

(新設)

(新設)

- らない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。
- 一 十八歳以上であること。
 - 二 過去二年間に第三項第三号に規定する講習事務に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。
 - 三 総合安全統括管理者資格者証の交付を受けている者であつて、一年以上安全統括管理者として職務を行つた経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
- 2 | 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。
- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第三十二条の三十七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 | 前条の登録は、登録安全統括管理者講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 安全統括管理者講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 安全統括管理者講習の実施に関する事務（以下この節において「講習事務」という。）を行う事務所の所在地
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録事項の変更の届出)

第三十二条の二十八 登録安全統括管理者講習機関は、前条第三項第二号及び第三号に掲げる事項の変更をしようとするときは、その二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(新設)

(登録の更新)

第三十二条の二十九 第三十二条の二十六の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(新設)

2 第三十二条の二十六及び第三十二条の二十七の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習事務の実施に係る義務)

第三十二条の三十 登録安全統括管理者講習機関は、公正に、かつ、第三十二条の二十七第一項に規定する要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

(新設)

(講習事務規程)

第三十二条の三十一 登録安全統括管理者講習機関は、講習事務の開始前に、講習事務の実施に関する規程(次項において「講習事務規程」という。)を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(新設)

2 講習事務規程には、安全統括管理者講習の実施方法、安全統括管理者講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十二条の三十二 登録安全統括管理者講習機関は、講習事務に

(新設)

ついて、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十二条の三十三 登録安全統括管理者講習機関は、毎事業年度、当該事業年度の経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項第一号及び第三号並びに第五十七条第一号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 安全統括管理者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録安全統括管理者講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録安全統括管理者講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(新設)

(適合命令)

第三十二条の三十四 国土交通大臣は、安全統括管理者講習が第三十二条の二十七第一項に規定する要件に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録安全統括管理者講習機関に対し、当該要件に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第三十二条の三十五 国土交通大臣は、登録安全統括管理者講習機関が第三十二条の三十の規定に違反していると認めるときは、当該登録安全統括管理者講習機関に対し、同条の規定による安全統括管理者講習を行うべきこと又は講習事務の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(講習事務の休廃止)

第三十二条の三十六 登録安全統括管理者講習機関は、講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録の取消し等)

第三十二条の三十七 国土交通大臣は、登録安全統括管理者講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十二条の二十六の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十二条の二十七第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三十二条の二十八、第三十二条の三十一、第三十二条の三十二、第三十二条の三十三第一項又は前条の規定に違反したとき。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 三 正当な理由がなく、第三十二条の三十三第二項各号の請求を拒んだとき。
- 四 第三十二条の三十四又は第三十二条の三十五の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第三十二条の二十六の登録を受けたとき。

(国土交通大臣による講習事務の実施等)

第三十二条の三十八 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当

するときは、講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行うことができない。

- 一 登録安全統括管理者講習機関がないとき。
 - 二 第三十二条の三十六の規定による講習事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。
 - 三 前条の規定により第三十二条の二十六の登録を取り消し、又は登録安全統括管理者講習機関に対し講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
 - 四 登録安全統括管理者講習機関が天災その他の事由により講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。
- 2 国土交通大臣が前項の規定により講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行う場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(公示)

第三十二条の三十九 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その

旨を官報で公示しなければならない。

- 一 第三十二条の二十六の登録をしたとき。
- 二 第三十二条の二十八の規定による届出があつたとき。
- 三 第三十二条の三十六の規定による届出があつたとき。
- 四 第三十二条の三十七の規定により第三十二条の二十六の登録

(新設)

(新設)

を取り消し、又は講習事務に関する業務の停止を命じたとき。

(登録運航管理者講習機関)

第三十二条の四十 運航管理者講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2 第三十二条の二十七から前条までの規定は、前項の登録、運航管理者講習及び登録運航管理者講習機関に関する事務について準用する。この場合において、第三十二条の二十七第一項第三号中「総合安全統括管理者資格者証」とあるのは「総合運航管理者資格者証」と、「安全統括管理者として」とあるのは「運航管理者として」と、同条第三項中「登録安全統括管理者講習機関登録簿」とあるのは「登録運航管理者講習機関登録簿」と、第三十二条の二十九第二項中「第三十二条の二十六」とあるのは「第三十二条の四十第一項」と読み替えるものとする。

第四節 雑則

第三十二条の四十一 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる者から当該各号に定める事務者の事務所に入り、当該各号に定める事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

一 指定試験機関 試験事務

二 登録安全統括管理者講習機関 安全統括管理者講習の実施に関する事務

三 登録運航管理者講習機関 運航管理者講習の実施に関する事務

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第三十七条の六 (略)

2 第三十二条の四十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(準日本船舶の認定)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による認定の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶について国土交通大臣が行う総トン数等(国際総トン数(船舶のトン数の測度に関する法律第四条第一項に規定する国際総トン数をいう。次条において同じ。))、総トン数及び純トン数(同法第六条第一項に規定する純トン数をいう。次条において同じ。))をいう。以下この条及び次条において同じ。)の測度を受けなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶(総トン数五百トン以上の船舶に限る。)に係る船員の安全衛生(作業用具の整備に関する事項に係るものに限る。第九項において同じ。)について国土交通大臣又は登録検査機関(船員法第百条の二第一項に規定する登録検査機関をいう。第九項及び第三十八条の三において同じ。)が行う検査を受けなければならない。

5
13 (略)

(報告及び立入検査)

第三十七条の六 (略)

2 第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(準日本船舶の認定)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による認定の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶について国土交通大臣が行う総トン数等(国際総トン数(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第四条第一項に規定する国際総トン数をいう。次条において同じ。))、総トン数(同法第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。))及び純トン数(同法第六条第一項に規定する純トン数をいう。次条において同じ。))をいう。以下同じ。)の測度を受けなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶(総トン数五百トン以上の船舶に限る。)に係る船員の安全衛生(作業用具の整備に関する事項に係るものに限る。第九項において同じ。)について国土交通大臣又は登録検査機関(船員法(昭和二十二年法律第百号)第百条の二第一項に規定する登録検査機関をいう。第九項及び第三十八条の三において同じ。)が行う検査を受けなければならない。

5
13 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第三十八条の五 (略)

2 第三十二条の四十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第三十九条の九 (略)

2 第三十二条の四十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(先進船舶導入等計画)

第三十九条の十一 (略)

2・3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その先進船舶導入等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 三 (略)

四 先進船舶導入等計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項又は第二十三条の三十六第一項の許可を要するものにあつては、当該先進船舶が同法第十八条第一項に規定する乗組み基準又は同法第二十三条の三十五第一項に規定する乗船基準によらなくても航行の安全を確保することができるものと認められるものであること。

5 7 (略)

(船舶職員及び小型船舶操縦者法の特例)

第三十九条の十三 (略)

2 船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画について第三十九条の十一第四項の認定を受けたときは、当該先進船舶導入等計画

(報告徴収及び立入検査)

第三十八条の五 (略)

2 第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第三十九条の九 (略)

2 第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(先進船舶導入等計画)

第三十九条の十一 (略)

2・3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その先進船舶導入等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 三 (略)

四 先進船舶導入等計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項又は第二十三条の三十二第一項の許可を要するものにあつては、当該先進船舶が同法第十八条第一項に規定する乗組み基準又は同法第二十三条の三十一第一項に規定する乗船基準によらなくても航行の安全を確保することができるものと認められるものであること。

5 7 (略)

(船舶職員及び小型船舶操縦者法の特例)

第三十九条の十三 (略)

2 船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画について第三十九条の十一第四項の認定を受けたときは、当該先進船舶導入等計画

に基づき実施する先進船舶への小型船舶操縦者の乗船についての船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の三十六第一項の許可を受けなければならぬものについては、同項の規定により許可を受けたものとみなす。

(手数料)

第四十五条の三 次に掲げる者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(指定試験機関が行う試験を受けようとする者にあつては、当該指定試験機関)に納めなければならない。

一 第三十二条の三第一項の規定による安全統括管理者資格者証の交付を申請する者

二 安全統括管理者資格者証の再交付を申請する者

三 総合安全統括管理者試験、大型船舶安全統括管理者試験又は小型船舶安全統括管理者試験を受ける者

四 第三十二条の五第二項の規定による安全統括管理者資格者証の有効期間の更新を申請する者

五 安全統括管理者講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受ける者

六 第三十二条の七第一項の規定による運航管理者資格者証の交付を申請する者

七 運航管理者資格者証の再交付を申請する者

八 総合運航管理者試験、大型船舶運航管理者試験又は小型船舶運航管理者試験を受ける者

九 第三十二条の九第二項の規定による運航管理者資格者証の有効期間の更新を申請する者

十 運航管理者講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受ける者

十一・十二 (略)

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

に基づき実施する先進船舶への小型船舶操縦者の乗船についての船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の三十二第一項の許可を受けなければならぬものについては、同項の規定により許可を受けたものとみなす。

(手数料)

第四十五条の三 次に掲げる者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

一・二 (略)
(新設)

(運輸審議会への諮問)

第四十五条の五 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 第八条第二項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十一条の五において準用する場合を含む。)の規定による運賃又は料金の変更の命令

二 (略)

三 第十七条(第十九条の三第三項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令又は許可の取消し

四・五 (略)

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第二十一条第一項の規定による第一号許可を受けないで同項第一号に掲げる旅客不定期航路事業を営んだとき、又は同項の規定による第二号許可を受けないで同項第二号に掲げる旅客不定期航路事業を営んだとき。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条(第十九条の三第三項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。)の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の命令に違反したとき。

二 第十九条第二項(第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十

(運輸審議会への諮問)

第四十五条の五 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 第八条第二項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による運賃又は料金の変更の命令

二 (略)

三 第十六条(第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令又は許可の取消し

四・五 (略)

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第二十一条第一項の規定による許可を受けないで旅客不定期航路事業を営んだとき。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十六条(第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反したとき。

二 第十九条第二項(第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十

一条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

第四十八条の二 第三十二条の二十第一項の規定に違反して、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第三十二条の二十三第一項又は第三十二条の三十七（第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第八条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十一条の五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による届出をしないで、又は第八条第一項の規定による届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。

三 第八条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して、運賃又は料金を收受したとき。

四 第九条第一項（第二十一条の五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による認可を受けないで、又は同項の規定による認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結したとき。

五 第十条（第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をしたとき。

六 第十条の三第一項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二

三条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

(新設)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第八条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。

三 第八条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して、運賃又は料金を收受したとき。

四 第九条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結したとき。

五 第十条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をしたとき。

六 第十条の三第一項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二

十一條の五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による届出をしない、又は第十條の三第一項の規定による届出をした安全管理規程（同條第二項第二号及び第三号（これらの規定を第十九條の三第三項、第十九條の六の三第二項及び第三項、第二十條の二第二項及び第三項並びに第二十一條の五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）によらないで、事業を行つたとき。

七 第十條の三第三項若しくは第七項（これらの規定を第十九條の三第三項、第十九條の六の三第二項及び第三項、第二十條の二第二項及び第三項並びに第二十一條の五において準用する場合を含む。）、第十四條第二項、第十九條第一項（第二十一條の五において準用する場合を含む。）、第十九條の二（第十九條の六の三第二項、第二十條の二第二項及び第二十一條の五において準用する場合を含む。）、第二十九條第三項又は第二十條の二第二項の規定による命令に違反したとき。

八 第十條の三第四項（第十九條の三第三項、第十九條の六の三第二項及び第三項、第二十條の二第二項及び第三項並びに第二十一條の五において準用する場合を含む。）、第十二條、第十三條（第十九條の六の三第二項、第二十條の二第二項及び第二十一條の五において準用する場合を含む。）又は第三十條（第三号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

九 第十條の三第五項（第十九條の三第三項、第十九條の六の三第二項及び第三項、第二十條の二第二項及び第三項並びに第二十一條の五において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十 第十一條第一項（第十九條の三第三項及び第二十一條の五において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで事業計画を変更したとき。

十一・十二（略）
（削る）

十三條において準用する場合を含む。）の規定による届出をしない、又は届出をした安全管理規程（第十條の三第二項第二号及び第三号（これらの規定を第十九條の三第三項、第十九條の六の三第二項及び第三項、第二十條の二第二項及び第三項並びに第二十三條において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）によらないで、事業を行つたとき。

七 第十條の三第三項若しくは第七項（これらの規定を第十九條の三第三項、第十九條の六の三第二項及び第三項、第二十條の二第二項及び第三項並びに第二十三條において準用する場合を含む。）、第十四條第二項、第十九條第一項（第二十三條において準用する場合を含む。）、第十九條の二（第十九條の六の三第二項、第二十條の二第二項及び第二十三條において準用する場合を含む。）、第二十九條第三項又は第二十條の二第二項の規定による命令に違反したとき。

八 第十條の三第四項（第十九條の三第三項、第十九條の六の三第二項及び第三項、第二十條の二第二項及び第三項並びに第二十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、安全統括管理者又は運航管理者を選任しなかつたとき。

九 第十條の三第五項（第十九條の三第三項、第十九條の六の三第二項及び第三項、第二十條の二第二項及び第三項並びに第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十 第十一條第一項（第十九條の三第三項及び第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで事業計画を変更したとき。

十一・十二（略）
十三 第十二條、第十三條（第十九條の六の三第二項、第二十條

十三 第十六条第一項（第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止したとき。

十四～十九 （略）

二十 第二十一条の四の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を廃止したとき。

二十一～二十四 （略）

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条（第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定に違反して、旅客名簿を備え置かず、又は旅客名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

二 第三十二条の十九又は第三十二条の三十二（第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第三十二条の二十二第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

四 第三十二条の三十六の規定による届出をしないで安全統括管理者講習の実施に関する事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第三十二条の四十第二項において準用する第三十二条の三十条の規定による届出をしないで運航管理者講習の実施に関する事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

の二第二項及び第二十三条において準用する場合を含む。）又は第三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

十四 第十五条第一項（第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止したとき。

十五～二十 （略）

二十一 第二十二条の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を廃止したとき。

二十二～二十五 （略）

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

六 第三十二条の四十一第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

七 十四 (略)

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第四十六条、第四十七条、第四十八条(第一号に係る部分に限る。)、第四十八条の二第二項及び第四十九条から第五十二条まで 各本条の罰金刑

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十一条第三項(第十九条の三第三項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。)、第十一条の二第四項、第十九条の四第六項若しくは第十九条の五第二項の規定若しくは第二十条第一項若しくは第三項(これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条の二の三(第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。)の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

三 四 (略)

五 正当な理由がなく、第三十二条の六の規定による命令に違反

(新設)

一 八 (略)

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第四十六条、第四十七条、第四十八条(第一号に係る部分に限る。)、及び第四十九条から第五十二条まで 各本条の罰金刑

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十一条第三項(第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。)、第十一条の二第四項、第十九条の四第五項若しくは第十九条の五第二項の規定若しくは第二十条第一項若しくは第三項(これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条の二の三(第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

三 四 (略)

(新設)

して、安全統括管理者資格者証を返納しなかつた者

六 正当な理由がなく、第三十二条の十の規定による命令に違反

して、運航管理者資格者証を返納しなかつた者

(新設)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

(新設)

一 第三十二条の三十三第一項(第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

二 正当な理由がなく、第三十二条の三十三第二項各号(第三十二条の四十第二項において準用する場合を含む。)の請求を拒んだ者

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 船舶運航事業</p> <p>第一節 旅客定期航路事業</p> <p>第一款 一般旅客定期航路事業（第三条―第十九条の五）</p> <p>第二款 特定旅客定期航路事業（第十九条の六）</p> <p>第三款 対外旅客定期航路事業（第十九条の七―第十九条の十七）</p> <p>第二節 貨物定期航路事業（第二十条・第二十条の二）</p> <p>第三節 不定期航路事業（第二十一条―第二十三条）</p> <p>第四節 雑則（第二十三条の二―第三十二条の二）</p> <p>第二章の二（第十章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。）により人の運送をする定期航路事業をいい、これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業と対外旅客定期航路事業とに分ける。</p> <p>5 この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業及び対外旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「特定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に応じ、</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 船舶運航事業（第三条―第三十二条の二）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第二章の二（第十章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第二章の二（第十章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。）により人の運送をする定期航路事業をいい、これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。</p> <p>5 この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「特定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をす</p>

特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業であつて対外旅客定期航路事業以外のものをいい、「対外旅客定期航路事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う旅客定期航路事業をいう。

6| この法律において「貨物定期航路事業」とは、旅客定期航路事業以外の定期航路事業をいい、これを貨客定期航路事業と貨物専用定期航路事業とに分ける。

7| この法律において「貨客定期航路事業」とは、人の運送をする貨物定期航路事業をいい、「貨物専用定期航路事業」とは、貨客定期航路事業以外の貨物定期航路事業をいう。

8| この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいい、これを旅客不定期航路事業と一般不定期航路事業と貨物専用不定期航路事業とに分ける。

9| この法律において「旅客不定期航路事業」とは、一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするもの及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）をいい、「一般不定期航路事業」とは、人の運送をする不定期航路事業であつて旅客不定期航路事業以外のものをいい、「貨物専用不定期航路事業」とは、旅客不定期航路事業及び一般不定期航路事業以外の不定期航路事業をいう。

10| 12| (略)

13| この法律において「自動車航送」とは、船舶により自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車であつて、二輪のもの以外のものをいう。以下同じ。）並びに次に掲げる人及び物を合わせて運送することをいう。

14| 一 三 (略)

る旅客定期航路事業をいう。

(新設)

(新設)

6| この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

(新設)

7| 9| (略)

10| この法律において「自動車航送」とは、船舶により自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車であつて、二輪のもの以外のものをいう。以下同じ。）並びに次の各号に掲げる人及び物を合わせて運送することをいう。

11| 一 三 (略)

第二章 (略)

第一節 旅客定期航路事業

第一款 一般旅客定期航路事業

第三条 (略)

(欠格事由)

第五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客定期航路事業の許可をしてはならない。

一 (略)

二 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第十七条(第十九条の六第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しの処分又は第十九条の十四(第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録の取消しの処分(以下この条及び第十九条の九第一項第二号から第五号までにおいて「許可取消処分」という。)を受けた日から起算して五年を経過していない者(当該許可取消処分を受けた者が法人である場合においては、当該許可取消処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条並びに第十九条の九第一項第二号、第六号及び第八号において同じ。))として在任した者で当該許可取消処分を受けた日から起算して五年を経過していないものを含む。)であるとき。

三 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者(法人に限る。以下この号において同じ。))と密接な関係を有する次に掲

第二章 (略)

(新設)

(新設)

第三条 (略)

(欠格事由)

第五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客定期航路事業の許可をしてはならない。

一 (略)

二 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第十七条(第十九条の三第三項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しの処分(以下この条において「許可取消処分」という。)を受けた日から起算して五年を経過していない者(当該許可取消処分を受けた者が法人である場合においては、当該許可取消処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。))として在任した者で当該許可取消処分を受けた日から起算して五年を経過していないものを含む。)であるとき。

三 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者(法人に限る。以下この号において同じ。))と密接な関係を有する次に掲

げる法人が許可等取消処分を受けた日から起算して五年を経過していない者であるとき。

イ〜ハ (略)

四 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、許可等取消処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該許可等取消処分をする日又は当該許可等取消処分をしないことを決定する日までの間（第六号において「処分決定期間」という。）に第十六条第一項（第十九条の六第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第十九条の十三第一項（第二十条第二項及び第二十二條第二項において準用する場合を含む。）又は第二十一条の四の規定による事業の廃止の届出（以下この条及び第十九条の九第一項第四号から第六号までにおいて「事業廃止届出」という。）をした者（当該事業廃止届出について相当の理由がある者を除く。次号において同じ。）で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

五 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第二十条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき許可等取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に事業廃止届出をした者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

六 (略)

七 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十九条の九第一項第七号において同じ

げる法人が許可取消処分を受けた日から起算して五年を経過していない者であるとき。

イ〜ハ (略)

四 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、許可取消処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該許可取消処分をする日又は当該許可取消処分をしないことを決定する日までの間（第六号において「処分決定期間」という。）に第十六条第一項（第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十一条の四の規定による事業の廃止の届出（以下この条において「事業廃止届出」という。）をした者（当該事業廃止届出について相当の理由がある者を除く。次号において同じ。）で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

五 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第二十条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき許可取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に事業廃止届出をした者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

六 (略)

七 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号（第三号を除く。）のいずれ

。が前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する者であるとき。

八（略）

（削る）

第七条（略）

（運送約款の認可）

第八条 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3（略）

（運賃及び料金等の公示）

第九条 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。

（賃率表の公示）

第十条 一般旅客定期航路事業者は、当該航路に就航する旅客船に
より手荷物及び小荷物以外の貨物（石炭、ばら積みの穀類その他
大量輸送に適する貨物であつて国土交通省令で定めるもの並びに
自動車航路に係る自動車及びその積載貨物を除く。）を運送する
場合には、賃率表を定め、これを実施する前に、公示しなければ
ならない。賃率表を変更しようとするときも、同様とする。

（安全管理規程）

第十条の三 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全を確保するた
め、安全管理規程を定め、その事業の開始前に、国土交通省令で

かに該当する者であるとき。

八（略）

第七条 削除

第八条（略）

（運送約款の認可）

第九条 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める手続に
より、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなら
ない。これを変更しようとするときも同様である。

2・3（略）

（運賃及び料金等の公示）

第十条 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める方法に
より、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。

（新設）

（安全管理規程等）

第十条の三 一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程を定め、国
土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければ

定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。
これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 三 (略)

四 次条第一項に規定する安全統括管理者の選任に関する事項

五 第十条の六第一項に規定する運航管理者の選任に関する事項

3 (略)

4 一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程を遵守しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

ばならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般旅客定期航路事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 三 (略)

四 安全統括管理者(一般旅客定期航路事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項

五 運航管理者(一般旅客定期航路事業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項

3 (略)

4 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければならない。

5 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者又は運航管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠った場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き

(安全統括管理者)

第十条の四 一般旅客定期航路事業者は、その事業における安全管理体制の確保を図るため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、安全統括管理者一人を選任しなければならぬ。

一 当該事業の用に供する船舶が総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。）二十トン未満の船舶（以下「小型船舶」という。）以外の船舶及び小型船舶である場合
第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証の交付を受けている者

二 当該事業の用に供する船舶が小型船舶以外の船舶のみである場合 第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証又は同項第二号の大型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者

三 当該事業の用に供する船舶が小型船舶のみである場合 第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者

2 安全統括管理者は、次に掲げる職務を行う。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針を決定すること。

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制を整備すること。

続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。

(新設)

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法を確立し、及び改善すること。

四 その他事業における安全管理体制の確保を図るために必要なものとして国土交通省令で定める職務

3 小型船舶をその事業の用に供する一般旅客定期航路事業者が選任した安全統括管理者は、前項に定めるもののほか、当該小型船舶に船長として乗船しようとする者が次に掲げる要件に適合することの確認を行わなければならない。

一 船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十八条の四又は第百十八条の五第一項の規定による特定教育訓練を修了した者であること。

二 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十五第一項に規定する乗船基準に定める小型船舶操縦者として当該小型船舶に乗船することができる小型船舶操縦士であること。

4 一般旅客定期航路事業者は、第一項の規定により安全統括管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（安全統括管理者等の義務）

第十条の五 安全統括管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

2 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者に対し、前条第二項各号に掲げる職務を行い、及び同条第三項の確認を行うため必要な権限を与えなければならない。

3 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

（運航管理者）

（新設）

第十条の六 一般旅客定期航路事業者は、その事業の用に供する船舶の運航を管理させるため、国土交通省令で定めるところにより

、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、船舶ごとに運航管理者を選任しなければならない。

一 運航を管理させる船舶が小型船舶以外の船舶である場合 第

三十二条の七第一項第一号の総合運航管理者資格者証又は同項第二号の大型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者

二 運航を管理させる船舶が小型船舶である場合 第三十二条の

七第一項第一号の総合運航管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者

2 | 運航管理者は、次に掲げる職務を行う。

一 船舶の運航に関する計画を策定すること。

二 前号の計画の安全な実施を確保するために必要な従業者を配置することその他輸送の安全を確保するための船舶の運航体制を整備すること。

三 気象、海象その他の事情を勘案して船舶の運航の中止を指示することその他輸送の安全を確保するための船舶の運航管理を実施すること。

四 その他事業の用に供する船舶の運航の適切な管理を図るために必要なものとして国土交通省令で定める職務

3 | 一般旅客定期航路事業者は、第一項の規定により運航管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(運航管理者等の義務等)

第十条の七 運航管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

2 | 一般旅客定期航路事業者は、運航管理者がその職務を行つてい

る間は、当該運航管理者を船舶に乗り組ませてはならない。ただ

(新設)

(新設)

し、当該事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合であつて、当該一般旅客定期航路事業者が、国土交通省令で定めるところにより、当該運航管理者と常時連絡を取るることができる従業者（船舶に乗り組んでいない者に限る。）を配置しているときは、この限りでない。

3 一般旅客定期航路事業者は、運航管理者に対し、前条第二項各号に掲げる職務を行うため必要な権限を与えなければならない。

4 一般旅客定期航路事業者は、運航管理者がその職務として行う助言を尊重しなければならない。

5 一般旅客定期航路事業者の従業者は、運航管理者が気象、海象その他の事情を勘案して船舶の運航を中止するよう指示をしたときは、これに従わなければならない。

（安全統括管理者及び運航管理者の解任命令）

第十条の八 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。

（運送の引受義務）

第十二条 一般旅客定期航路事業者は、指定区間においては、次の場合を除いて、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送を拒絶してはならない。

一・二 (略)

三 当該運送が第八条の規定により認可を受けた運送約款に適合しないとき。

（新設）

（運送の引受義務）

第十二条 一般旅客定期航路事業者は、指定区間においては、次の場合を除いて、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送を拒絶してはならない。

一・二 (略)

三 当該運送が第九条の規定により認可を受けた運送約款に適合しないとき。

(許可の取消し等)

第十七条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の用に供する船舶、係留施設その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の許可を取り消すことができる。

一 (略)

二 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)、船員法第七十条、第一百七条の二から第一百八条の四まで若しくは第一百八条の五第一項又は船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定に違反したとき。

三・四 (略)

(サービスの改善及び輸送の安全の確保に関する命令)

第十九条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一〜四 (略)

2 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者の事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、輸送施設の改善、事業計画の変更その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(国土交通大臣による輸送の安全に関する情報の公表)

第十九条の三 国土交通大臣は、毎年度、第十九条第二項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関する情報を整理し、これを公表するものとする。

(許可の取消し等)

第十七条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の用に供する船舶、係留施設その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の許可を取り消すことができる。

一 (略)

二 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)、船員法(昭和二十二年法律第百号)第七十条、第一百七条の二から第一百八条の四まで若しくは第一百八条の五第一項又は船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百十九号)の規定に違反したとき。

三・四 (略)

(サービスの改善及び輸送の安全の確保に関する命令)

第十九条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一〜四 (略)

2 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者の事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、輸送施設の改善、事業計画の変更、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第十九条の二の二 国土交通大臣は、毎年度、第十九条第二項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

(一般旅客定期航路事業者による輸送の安全に関わる情報の公表)

第十九条の四 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報を公表しなければならない。

(指定区間に係る経過措置)

第十九条の五 一の区間が指定区間となつた際に当該区間を含む航路において事業を営む一般旅客定期航路事業者については、当該区間の指定の日(次項において「指定日」という。)から二月間は、第七条第三項及び第五項の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条第三項の認可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2・3 (略)

第二款 特定旅客定期航路事業

(削る)

第十九条の六 (略)

2 第三条第二項及び第四項、第四条(第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。)、第五条、第十条から第十一条まで、第十条第一項、第十七条、第十八条、第十九条第二項、第十九条の三並びに第十九条の四の規定は、前項の許可及び特定旅客定期航路事業について準用する。この場合において、第十一条第二項及び第十八条第七項中「第四条」とあるのは、「第四条(第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。)」と読み替えるものとする。

(一般旅客定期航路事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第十九条の三 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

(指定区間に係る経過措置)

第十九条の四 一の区間が指定区間となつた際に当該区間を含む航路において事業を営む一般旅客定期航路事業者については、当該区間の指定の日(以下「指定日」という。)から二月間は、第八条第三項及び第五項の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条第三項の認可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2・3 (略)

(新設)

(特定旅客定期航路事業)

第十九条の三 (略)

2 第三条第二項及び第四項、第四条(第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。)、並びに第五条の規定は、前項の許可について準用する。

る。
(削る)

(削る)

3 | 第十条の二から第十一条まで、第十六条第一項、第十七条、第十八条、第十九条第二項、第十九条の二及び第十九条の三の規定は、特定旅客定期航路事業について準用する。この場合において、第十一条第二項及び第十八条第七項中「第四条」とあるのは、「第四条（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

(対外旅客定期航路事業)

第十九条の四 | 第三条から第十条まで、第十一条から第十二条まで、第十四条、第十六条から第十八条まで、第十九条第一項及び前二条の規定は、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う旅客定期航路事業（以下「対外旅客定期航路事業」という。）については、適用しない。

2 | 対外旅客定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

3 | 対外旅客定期航路事業を営む者は、国土交通省令の定めるところにより、旅客及び手荷物の運賃及び料金を定め、これを実施する前に、公示しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

4 | 対外旅客定期航路事業を営む者は、運送約款を定め、これを実施する前に、公示し、かつ、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

5 | 対外旅客定期航路事業を営む者は、第十五条の規定により旅客名簿を作成したときは、国土交通省令で定めるところにより、その事業の用に供する船舶の船長に対し、当該旅客名簿の写しを交付しなければならない。

(削る)

6 対外旅客定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(貨物定期航路事業の届出)

第十九条の五 貨物定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日の十日前（人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者にあつては、三十日前）までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

2 貨物定期航路事業を営む者（以下「貨物定期航路事業者」という。）が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(賃率表の公示)

第十九条の六 貨物定期航路事業者は、当該航路により貨物（石炭、ばら積み穀類その他大量輸送に適する貨物であつて国土交通省令で定めるもの並びに自動車航送に係る自動車及びその積載貨物を除く。）を運送する場合には、賃率表を定め、これを実施する前に、公示しなければならない。賃率表を変更しようとするときも同様である。

(運賃及び料金等の公示)

第十九条の六の二 人の運送をする貨物定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業を除く。次条第二項及び第三十二条の二において同じ。）を営む者は、国土交通省令の定めるところにより、旅客、手荷物及び小荷物

(削る)

(削る)

(削る)

第三款 対外旅客定期航路事業

(対外旅客定期航路事業の登録)

第十九条の七 対外旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者(第五号、次条第二項及び第十九条の九において「登録申請者」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 航路の起点、寄港地及び終点

三 当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

四 当該事業の用に供する係留施設の名称及び位置

五 登録申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)と密

の運賃及び料金並びに自動車航送に係る運賃及び料金並びに運送約款を定め、これを実施する前に、公示しなければならない。これらを変更しようとするときも同様である。

(準用規定)

第十九条の六の三 第十条の二の規定は、貨物定期航路事業について準用する。

2 第十条の三、第十三条、第十九条第二項及び第十九条の二から第十九条の二の三までの規定は、人の運送をする貨物定期航路事業について準用する。

3 第十条の三、第十九条第二項、第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定は、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業について準用する。

(新設)

(旅客船による貨物の運送についての準用)

第十九条の七 第十九条の六の規定は、旅客定期航路事業者が当該航路に就航する旅客船により手荷物及び小荷物以外の貨物を運送する場合に準用する。

接な関係を有する次に掲げる法人（第十九条の九第一項第三号において「密接関係法人」という。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名

イ 当該登録申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該登録申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）

ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの

ハ 当該登録申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの

3| 前項の申請書には、第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第十九条の八 国土交通大臣は、前条第一項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を対外旅客定期航路事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第二項第一号から第四号までに掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2| 国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3| 国土交通大臣は、対外旅客定期航路事業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

（新設）

第十九条の九 国土交通大臣は、第十九条の七第一項の登録の申請

が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 登録申請者が、一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していない者であるとき。
- 二 登録申請者が許可等取消処分を受けた日から起算して五年を経過していない者（当該許可等取消処分を受けた者が法人である場合においては、当該許可等取消処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該許可等取消処分を受けた日から起算して五年を経過していないものを含む。）であるとき。
- 三 密接関係法人が許可等取消処分を受けた日から起算して五年を経過していない者であるとき。
- 四 登録申請者が、許可等取消処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該許可等取消処分をする日又は当該許可等取消処分をしないことを決定する日までの間（第六号において「処分決定期間」という。）に事業廃止届出をした者（当該事業廃止届出について相当の理由がある者を除く。次号において同じ。）で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。
- 五 登録申請者が、第二十五条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき許可等取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該登録申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に事業廃止届出をした者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。
- 六 処分決定期間内に事業廃止届出があつた場合において、登録

（新設）

申請者が、第四号の通知の前六十日以内に当該事業廃止届出に係る法人（当該事業廃止届出について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。

七 登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する者であるとき。

八 登録申請者が法人である場合において、その法人の役員が前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する者であるとき。

2| 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならぬ。

（変更の届出）

第十九条の十 第十九条の七第一項の登録を受けた者（以下「対外旅客定期航路事業者」という。）は、同条第二項第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

2| 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を対外旅客定期航路事業者登録簿に登録しなければならぬ。

（運賃及び料金等の公示）

第十九条の十一 対外旅客定期航路事業者（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする対外旅客定期航路事業者を除く。以下この条において同じ。）は、国土交通省令で定めるところにより、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする対外旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金並びに運送約款を定め、その事業の開始前に、公示

（新設）

（新設）

しなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(承継)

第十九条の十二 対外旅客定期航路事業の譲渡又は対外旅客定期航路事業者について相続、合併若しくは分割（当該対外旅客定期航路事業を承継させるものに限る。）があつた場合は、当該対外旅客定期航路事業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該対外旅客定期航路事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。第五項において同じ。）は、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該対外旅客定期航路事業を承継した法人（以下この条において「承継法人等」という。）は、当該承継法人等が第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないことについて国土交通大臣の確認を受けたときに限り、対外旅客定期航路事業者の地位を承継する。

2| 前項の確認を受けようとする承継法人等は、国土交通省令で定めるところにより、承継の事由並びに第十九条の七第二項第一号及び第五号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

3| 国土交通大臣は、第一項の確認をしたときは、前項の申請書に記載された事項（第十九条の七第二項第一号に掲げるものに限る。）を対外旅客定期航路事業者登録簿に登録しなければならない。

4| 国土交通大臣は、第一項の確認をしなかつたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該確認の申請をした承継法人等に通知しなければならない。

5| 相続人が被相続人の死亡後六十日以内に第一項の確認の申請をした場合においては、当該確認をした旨の通知又は前項の通知を受けるまでは、被相続人に対してした対外旅客定期航路事業の登

(新設)

録は、その相続人に対してしたものとみなす。

(事業の廃止の届出)

第十九条の十三 対外旅客定期航路事業者は、その事業を廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、廃止の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

2 対外旅客定期航路事業者が前項の規定による届出をしたときは、その者に係る第十九条の七第一項の登録は、当該届出に係る廃止の日はその効力を失う。

(登録の取消し等)

第十九条の十四 国土交通大臣は、対外旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の用に供する船舶、係留施設その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の登録を取り消すことができる。

一 この法律又はこれに基づく処分に違反したとき。

二 船舶安全法、船員法第七十条、第一百七十七条の二から第一百八条の四まで若しくは第一百八条の五第一項又は船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定に違反したとき。

三 第十九条の九第一項第一号、第二号、第七号又は第八号に該当することとなつたとき。

(登録の抹消)

第十九条の十五 国土交通大臣は、第十九条の十三第二項の規定により登録が効力を失つたとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該対外旅客定期航路事業者の登録を抹消しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(準用規定)

第十九条の十六 第十条から第十条の八まで、第十五条、第十九条第二項、第十九条の三及び第十九条の四の規定は、対外旅客定期航路事業について準用する。

2 第十三条及び第十九条の二の規定は、対外旅客定期航路事業(特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。第三十二条の二において同じ。)について準用する。

(旅客名簿の写しの交付)

第十九条の十七 対外旅客定期航路事業者は、前条第一項において準用する第十五条の規定により旅客名簿を作成したときは、国土交通省令で定めるところにより、その事業の用に供する船舶の船長に対し、当該旅客名簿の写しを交付しなければならない。

第二節 貨物定期航路事業

(貨客定期航路事業)

第二十条 貨客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

2 第十条から第十条の八まで、第十九条第二項、第十九条の三、第十九条の四、第十九条の七第二項及び第三項、第十九条の八から第十九条の十まで並びに第十九条の十二から第十九条の十五までの規定は、貨客定期航路事業及び前項の登録について準用する。この場合において、第十条中「当該航路に就航する旅客船により手荷物及び小荷物以外の貨物」とあるのは「当該航路により貨物」と、第十九条の八第一項及び第三項、第十九条の十第二項並びに第十九条の十二第三項中「対外旅客定期航路事業者登録簿」とあるのは「貨客定期航路事業者登録簿」と読み替えるものとする。

3 第十三条、第十九条の二及び第十九条の十一の規定は、貨客定

(新設)

(新設)

(新設)

(不定期航路事業の届出)

第二十条 不定期航路事業(人の運送をするものを除く。)を営む者は、国土交通省令の定める手続により、その事業の開始の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更したときも同様である。

2 人の運送をする不定期航路事業(第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業を除く。次条において同じ。)を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、その事業の開始の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

3 前二項の不定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、その事業の廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。第三十二条の二において同じ。）について準用する。

（貨物専用定期航路事業）

第二十条の二 貨物専用定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、航路ごとに、その事業の開始の日
の十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければなら
ない。届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 | 貨物専用定期航路事業を営む者は、その事業を廃止したときは、国土交通省令で定めるところにより、廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

3 | 第十条及び第十条の二の規定は、貨物専用定期航路事業について準用する。この場合において、第十条中「当該航路に就航する旅客船により手荷物及び小荷物以外の貨物」とあるのは、「当該航路により貨物」と読み替えるものとする。

第三節 不定期航路事業

（旅客不定期航路事業の許可）

第二十一条 旅客不定期航路事業を営もうとする者は、次に掲げる旅客不定期航路事業ごとに、かつ、航路ごとに、国土交通大臣の

（準用規定）

第二十条の二 第十条の二の規定は、不定期航路事業について準用する。

2 | 第十条の三、第十三条、第十九条第二項、第十九条の二から第十九条の三の三まで及び第十九条の六の二の規定は、人の運送をする不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。）について準用する。

3 | 第十条の三、第十九条第二項、第十九条の二及び第十九条の二の三の規定は、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業について準用する。

4 | 第十五条及び第十九条の四第五項の規定は、人の運送をする不定期航路事業（旅客船を就航させて、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするものに限る。）について準用する。

5 | 第十五条の規定は、人の運送をする不定期航路事業（本邦の各港間において行うものにあつては、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの以外のもの、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行うものにあつては、旅客船以外の船舶を就航させて行うものに限る。）について準用する。

（新設）

（旅客不定期航路事業の許可）

第二十一条 一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外

許可を受けなければならない。

- 一 (略)
- 二 小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業

257 (略)

(準用規定)

第二十一条の五 第七条第一項及び第二項、第八条、第九条、第十条の二から第十一条まで、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条、第十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第二項並びに第十九条の二から第十九条の四までの規定は、旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第十条第二項及び第十八条第七項中「第四条」とあるのは、「第四条（第六号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

(一般不定期航路事業)

第二十二条 一般不定期航路事業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

2 第十条の二から第十条の八まで、第十九条第二項、第十九条の三、第十九条の四、第十九条の七第二項及び第三項、第十九条の八から第十九条の十まで並びに第十九条の十二から第十九条の十五までの規定は、一般不定期航路事業及び前項の登録について準

地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。以下「旅客不定期航路事業」という。）を営もうとする者は、次に掲げる旅客不定期航路事業ごとに、かつ、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 一 (略)
- 二 総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。）二十トン未満の船舶（第三項第二号、第三十二条の第三項及び第四項並びに第三十二条の七第三項及び第四項において「小型船舶」という。）のみをその用に供する旅客不定期航路事業

257 (略)

(準用規定)

第二十一条の五 第八条第一項及び第二項、第九条から第十一条まで、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条、第十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第二項並びに第十九条の二から第十九条の三までの規定は、旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第十一条第二項及び第十八条第七項中「第四条」とあるのは、「第四条（第六号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

第二十二条及び第二十三条 削除

用する。この場合において、第十九条の七第二項第二号中「終点」とあるのは「終点又は航行する水域」と、第十九条の八第一項及び第三項、第十九条の十第二項並びに第十九条の十二第三項中「対外旅客定期航路事業者登録簿」とあるのは「一般不定期航路事業者登録簿」と読み替えるものとする。

3 | 第十三条、第十九条の二及び第十九条の十一の規定は、一般不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。第三十二条の二において同じ。）について準用する。

4 | 第十五条及び第十九条の十七の規定は、一般不定期航路事業（旅客船を就航させて、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするものに限る。）について準用する。この場合において、同条中「前条第一項」とあるのは、「第二十二条第四項」と読み替えるものとする。

5 | 第十五条の規定は、一般不定期航路事業（本邦の各港間において行うものにあつては、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの以外のもの、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行うものにあつては、旅客船以外の船舶を就航させて行うものに限る。）について準用する。

(貨物専用不定期航路事業)

第二十三条 貨物専用不定期航路事業を営む者は、国土交通省令で定めるところにより、その事業の開始の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更したときも、同様とする。

2 | 貨物専用不定期航路事業を営む者は、その事業を廃止したときは、国土交通省令で定めるところにより、廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

3 | 第十条の二の規定は、貨物専用不定期航路事業について準用す

る。

第四節 雑則

(旅客の安全を害するおそれのある行為の禁止)

第二十三条の二 何人も、みだりに一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業、貨客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は一般不定期航路事業(第三十二条の三第二項から第四項まで、第三十二条の七第二項から第四項まで及び第四十三条において「旅客運送船舶運航事業」という。)の用に供する船舶の操舵設備その他の運航のための設備又はこれらの船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作し、その他これらの船舶の旅客の安全を害するおそれのある行為で国土交通省令で定めるものをしてはならない。

(立入検査)

第二十五条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業、旅客定期航路事業、一般不定期航路事業又は第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業の用に供する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類その他の物件に関し検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2・3 (略)

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第二十五条の二 国土交通大臣は、第二十四条第一項の規定による報告の徴収又は前条第一項の規定による立入検査のうち安全管理規程(第十条の三第二項第一号(第十九条の六第二項、第十九条

(新設)

(旅客の安全を害するおそれのある行為の禁止)

第二十三条の二 何人も、みだりに人の運送をする船舶運航事業に使用する船舶の操舵設備その他の運航のための設備又はこれらの船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作し、その他これらの船舶の旅客の安全を害するおそれのある行為で国土交通省令で定めるものをしてはならない。

(立入検査)

第二十五条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業又は第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業に使用する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類その他の物件に関し検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2・3 (略)

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第二十五条の二 国土交通大臣は、第二十四条第一項の規定による報告の徴収又は前条第一項の規定による立入検査のうち安全管理規程(第十条の三第二項第一号(第十九条の三第三項、第十九条

の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第二十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、次条第一項の認可を受けて行う第一号から第三号までに掲げる行為又は第二十九条の第二項の規定による届出をして行う第四号に掲げる行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより利用者の利益を不当に害することとなるとき、又は第二十九条の三第四項（第二十九条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示があつた後一月を経過したとき（第二十九条の三第三項又は第二十九条の四第二項の請求に応じ、国土交通大臣が次条第三項又は第二十九条の二第二項の規定による処分をした場合を除く。）は、この限りでない。

一・二 （略）

三 本邦の各港間の航路において貨物の運送の利用者の利便を増進する適切な運航日程を設定するため、同一の航路において事業を営んでいる二以上の一般旅客定期航路事業者又は貨物定期航路事業者を営む者（次条第一項及び第三項において「貨物定期航路事業者」という。）が行う共同経営に関する協定の締結

四 （略）

（禁止行為）

第三十条 船舶運航事業者は、次に掲げる事項をしてはならない。

一・二 （略）

の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第二十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、次条第一項の認可を受けて行う第一号から第三号までに掲げる行為又は第二十九条の第二項の規定による届出をして行う第四号に掲げる行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより利用者の利益を不当に害することとなるとき、又は第二十九条の三第四項（第二十九条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示があつた後一月を経過したとき（第二十九条の三第三項又は第二十九条の四第二項の請求に応じ、国土交通大臣が次条第三項又は第二十九条の二第二項の規定による処分をした場合を除く。）は、この限りでない。

一・二 （略）

三 本邦の各港間の航路において貨物の運送の利用者の利便を増進する適切な運航日程を設定するため、同一の航路において事業を営んでいる二以上の一般旅客定期航路事業者又は貨物定期航路事業者が行う共同経営に関する協定の締結

四 （略）

（禁止行為）

第三十条 船舶運航事業者は、次の各号に掲げる事項をしてはならない。

一・二 （略）

三 虚偽の運賃請求書を作成し、運送貨物の品目又は等級について賃率表の適用を偽り、運送貨物の数量を偽り、その他不正な方法によつて、第十条（第十九条の六第二項及び第十九条の十六第一項において準用する場合並びに第二十条第二項及び第二十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により公示した賃率表の運賃及び料金より高い金額又は低い金額で貨物を運送すること。

四・五（略）

六 運賃延戻し（荷主が一定期間内に一定範囲の貨物の運送を専ら一定の船舶運航事業者に行わせた場合に、当該期間に引き続く一定期間内に一定範囲の貨物の運送をその一定の船舶運航事業者以外の者に行わせなかつたことを条件として、当該運賃及び料金の一部を返還することをいう。以下この号において同じ。）により荷主を不当に拘束し、又は運賃延戻しにより荷主を不当に拘束する明示若しくは黙示の貨物の運送に関する結合、協定若しくは申合せに参加すること。

（荷主の禁止行為）

第三十一条 荷主は、定期航路事業を営む者（以下この条及び次条において「定期航路事業者」という。）と通謀して、虚偽の運賃請求書を受領し、運送貨物の品目又は等級について賃率表の適用を偽り、運送貨物の数量を偽り、その他著しく不正な方法によつて、定期航路事業者が第十条の規定により公示した賃率表の運賃及び料金より低い金額で当該定期航路事業者に貨物を運送させてはならない。

（民法の特例）

第三十二条の二 一般旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業、貨客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は一般不定期航路事業による旅客の運送に係る取引に関して民法（明治二十九年法律第

三 虚偽の運賃請求書を作成し、運送貨物の品目又は等級について賃率表の適用を偽り、運送貨物の数量を偽り、その他不正な方法によつて、第十九条の六（第十九条の七において準用する場合を含む。）の規定により公示した賃率表の運賃及び料金より高い金額又は低い金額で貨物を運送すること。

四・五（略）

六 運賃のべもどし（荷主が一定期間内に一定範囲の貨物の運送を専ら一定の船舶運航事業者に行わせた場合に、当該期間に引き続く一定期間内に一定範囲の貨物の運送をその一定の船舶運航事業者以外の者に行わせなかつたことを条件として、当該運賃及び料金の一部を返還することをいう。以下同じ。）により荷主を不当に拘束し、又は運賃のべもどしにより荷主を不当に拘束する明示若しくは黙示の貨物の運送に関する結合、協定若しくは申合せに参加すること。

（荷主の禁止行為）

第三十一条 荷主は、定期航路事業を営む者（以下「定期航路事業者」という。）と通謀して、虚偽の運賃請求書を受領し、運送貨物の品目又は等級について賃率表の適用を偽り、運送貨物の数量を偽り、その他著しく不正な方法によつて、定期航路事業者が第十九条の六（第十九条の七において準用する場合を含む。）の規定により公示した賃率表の運賃及び料金より低い金額で当該定期航路事業者に貨物を運送させてはならない。

（民法の特例）

第三十二条の二 一般旅客定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。）に

八十九号)第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

(安全統括管理者資格者証の交付)

第三十二条の三 (略)

2 総合安全統括管理者試験は、旅客運送船舶運航事業における安全統括管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

3 大型船舶安全統括管理者試験は、小型船舶以外の船舶のみをその用に供する旅客運送船舶運航事業における安全統括管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

4 小型船舶安全統括管理者試験は、小型船舶のみをその用に供する旅客運送船舶運航事業における安全統括管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

(運航管理者資格者証の交付)

第三十二条の七 (略)

2 総合運航管理者試験は、旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶に係る運航管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

3 大型船舶運航管理者試験は、旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶に係る運航管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

4 小型船舶運航管理者試験は、旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶に係る運航管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

よる旅客の運送に係る取引に関して民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合には、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

(安全統括管理者資格者証の交付)

第三十二条の三 (略)

2 総合安全統括管理者試験は、人の運送をする船舶運航事業における安全統括管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

3 大型船舶安全統括管理者試験は、小型船舶以外の船舶のみをその用に供する人の運送をする船舶運航事業における安全統括管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

4 小型船舶安全統括管理者試験は、小型船舶のみをその用に供する人の運送をする船舶運航事業における安全統括管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

(運航管理者資格者証の交付)

第三十二条の七 (略)

2 総合運航管理者試験は、人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶に係る運航管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

3 大型船舶運航管理者試験は、人の運送をする船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶に係る運航管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

4 小型船舶運航管理者試験は、人の運送をする船舶運航事業の用に供する小型船舶に係る運航管理者の職務に関し必要な知識及び能力について、国土交通大臣が行う。

(準用規定)

第三十三条 第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条の規定は、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業に準用する。

(外航船舶確保等計画)

第三十九条の二 (略)

2 (略)

3 外航船舶確保等計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 第三十三条において準用する第二十三条第一項の規定による届出に係る行為に関する事項

二 (略)

4 5 6 (略)

(船舶貸渡業に関する特例)

第三十九条の三 対外船舶貸渡業者等が、前条第三項第一号に掲げる事項が記載された外航船舶確保等計画について、同条第四項の認定(同条第五項の規定による変更の認定を含む。次条及び第三十九条の五において同じ。)を受けたときは、第三十三条において準用する第二十三条第一項の規定による届出があつたものとみなす。

(外国人に対する適用除外)

第四十二条 この法律の規定は、第二十四条、第二十五条、第二十八条から第二十九条の四まで、第三十条(第三号に係る部分を除く。)、第三十二条の二及び第七章(第三十九条の二十一を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を除き、外国人等が海上運送事業を営む場合には、適用しない。

2 外国人等であつて本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて行う対外旅客定期航路事業又は一般不定期航路事業(当

(準用規定)

第三十三条 第二十条第一項及び第三項並びに第二十四条の規定は、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業に準用する。

(外航船舶確保等計画)

第三十九条の二 (略)

2 (略)

3 外航船舶確保等計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 第三十三条において準用する第二十条第一項の規定による届出に係る行為に関する事項

二 (略)

4 5 6 (略)

(船舶貸渡業に関する特例)

第三十九条の三 対外船舶貸渡業者等が、前条第三項第一号に掲げる事項が記載された外航船舶確保等計画について、同条第四項の認定(同条第五項の規定による変更の認定を含む。次条及び第三十九条の五において同じ。)を受けたときは、第三十三条において準用する第二十条第一項の規定による届出があつたものとみなす。

(外国人に対する適用除外)

第四十二条 この法律の規定は、第二十四条、第二十五条、第二十八条から第二十九条の四まで、第三十条(第三号に係るものを除く。)、第三十二条の二及び第七章(第三十九条の二十一を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を除き、外国人等が海上運送事業を営む場合には、適用しない。

2 外国人等であつて本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて行う旅客定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事

該航路の起点、寄港地又は終点が本邦の港にあるものに限る。）を営むものに対する第二十四条の規定の適用については、同条第一項中「必要がある」とあるのは、「輸送の安全又は旅客の安全を確保するため必要がある」とする。

3 (略)

4 外国人等に対する第二十五条の規定の適用については、同条第一項中「この法律の施行を確保するため」とあるのは「第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為の内容が第二十九条第二項各号に適合しているかどうかを判断するため」と、「定期航路事業、旅客不定期航路事業、一般不定期航路事業又は第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業」とあるのは「当該行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む船舶運航事業」とする。

5 (略)

(五トン未満の船舶等に関する規定)

第四十三条 この法律の規定は、次に掲げる船舶のみをもつて営む海上運送事業には、適用しない。ただし、旅客運送船舶運航事業であつて、第二号に掲げる舟のみをもつて営むもの以外のものについては、この限りでない。

一・二 (略)

(運輸審議会への諮問)

第四十五条の五 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 第七条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による運賃又は料金の変更の命令

二 第七条第三項の規定による運賃の上限の認可

業（当該航路の起点、寄港地又は終点が本邦の港にあるものに限る。）を営むものに対する第二十四条の規定の適用については、同条第一項中「必要がある」とあるのは、「輸送の安全又は旅客の安全を確保するため必要がある」とする。

3 (略)

4 外国人等に対する第二十五条の規定の適用については、同条第一項中「この法律の施行を確保するため」とあるのは「第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為の内容が第二十九条第二項各号に適合しているかどうかを判断するため」と、「定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業又は第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業」とあるのは「当該行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む船舶運航事業」とする。

5 (略)

(五トン未満の船舶等に関する規定)

第四十三条 この法律の規定は、次に掲げる船舶のみをもつて営む海上運送事業には、適用しない。ただし、人の運送をする船舶運航事業であつて、第二号に掲げる舟のみをもつて営むもの以外のものについては、この限りでない。

一・二 (略)

(運輸審議会への諮問)

第四十五条の五 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 第八条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による運賃又は料金の変更の命令

二 第八条第三項の規定による運賃の上限の認可

三 第十七条（第十九条の六第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令又は許可の取消し

四・五（略）

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（略）

二 第十九条の六第一項の規定による許可を受けずに特定旅客定期航路事業を営んだとき。

三（略）

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条（第十九条の六第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の命令に違反したとき。

二 第十九条第二項（第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

三 第十九条の七第一項の規定による登録を受けずに対外旅客定期航路事業を営んだとき。

四 第二十条第一項の規定による登録を受けずに貨客定期航路事業を営んだとき。

五 第二十二条第一項の規定による登録を受けずに一般不定期航路事業を営んだとき。

三 第十七条（第十九条の三第三項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令又は許可の取消し

四・五（略）

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（略）

二 第十九条の三第一項の規定による許可を受けずに特定旅客定期航路事業を営んだとき。

三（略）

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条（第十九条の三第三項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の命令に違反したとき。

二 第十九条第二項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

（新設）

（新設）

（新設）

第四十九条の二、第十九条の十四（第二十条第二項及び第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第七条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十一条の五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による届出をしないで、又は第七条第一項の規定による届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。

三 第七条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して、運賃又は料金を收受したとき。

四 第八条第一項（第二十一条の五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による認可を受けないで、又は同項の規定による認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結したとき。

五 第九条（第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をしたとき。

六 第十条の三第一項（第十九条の六第二項、第十九条の十六第六項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二條第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による届出をしないで、又は第十条の三第一項の規定による届出をした安全管理規程（同条第二項第二号及び第三号（これらの規定を第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二條第二項において

(新設)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第八条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十一条の五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による届出をしないで、又は第八条第一項の規定による届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。

三 第八条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して、運賃又は料金を收受したとき。

四 第九条第一項（第二十一条の五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による認可を受けないで、又は同項の規定による認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結したとき。

五 第十条（第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をしたとき。

六 第十条の三第一項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による届出をしないで、又は第十条の三第一項の規定による届出をした安全管理規程（同条第二項第二号及び第三号（これらの規定を第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第

準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)によらないで、事業を行ったとき。

七 第十条の三第三項若しくは第十条の八(これらの規定を第十条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。)、第十四条第二項、第十九条第一項(第二十一条の五において準用する場合を含む。)、第十九条の二(第十九条の十六第二項、第二十条第三項、第二十一条の五及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。)、第二十九条第三項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

八 第十条の四第一項若しくは第十条の六第一項(これらの規定を第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。)、第十二条、第十三条(第十九条の十六第二項、第二十条第三項、第二十一条の五及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。)又は第三十条(第三号に係る部分に限る。)の規定に違反したとき。

九 第十条の四第四項若しくは第十条の六第三項(これらの規定を第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十 第十一条第一項(第十九条の六第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けないで、事業計画を変更したとき。

十一・十二 (略)

十三 第十六条第一項(第十九条の六第二項において準用する場合を含む。)若しくは第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止したとき。
(削る)

第二十一条の五において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)によらないで、事業を行ったとき。

七 第十条の三第三項若しくは第七項(これらの規定を第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。)、第十四条第二項、第十九条第一項(第二十一条の五において準用する場合を含む。)、第十九条の二(第十九条の六の三第二項、第二十条の二第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。)、第二十九条第三項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

八 第十条の三第四項(第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。)、第十二条、第十三条(第十九条の六の三第二項、第二十条の二第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。)又は第三十条(第三号に係る部分に限る。)の規定に違反したとき。

九 第十条の三第五項(第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十 第十一条第一項(第十九条の三第三項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けないで、事業計画を変更したとき。

十一・十二 (略)

十三 第十六条第一項(第十九条の三第三項において準用する場合を含む。)若しくは第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止したとき。
十四 第十九条の四第二項の規定による届出をしないで、又は虚

十四 第十九条の十一（第二十条第三項及び第二十二條第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による公示をしないで、又は第十九条の十一の規定による公示をした運賃若しくは料金若しくは運送約款によらないで、運賃若しくは料金を収受し、又は運送契約を締結したとき。

（削る）

（削る）

（削る）

十五 十九（略）

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の十第一項（第二十条第二項及び第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十一条の規定に違反したとき。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

偽の届出をして、対外旅客定期航路事業を営んだとき。
十五 第十九条の四第三項の規定による公示をしないで、又は公示をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受したとき。

十六 第十九条の四第四項の規定による公示若しくは届出をしない
いで、又は公示若しくは届出をした運送約款によらないで、運
送契約を締結したとき。

十七 第十九条の五第一項の規定による届出をしないで、又は虚
偽の届出をして、人の運送をする貨物定期航路事業を営んだと
き。

十八 第十九条の六の二（第二十条の二第二項において準用する
場合を含む。）の規定による公示をしないで、又は公示をした
運賃若しくは料金若しくは運送約款によらないで、運賃若しく
は料金を収受し、又は運送契約を締結したとき。

十九 第二十条第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の
届出をして、人の運送をする不定期航路事業（旅客不定期航路
事業を除く。）を営んだとき。

二十 二十四（略）

第五十一条 第三十一条の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

（新設）

（新設）

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条（第十九条の十六第一項、第二十一条の五並びに第二十二條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、旅客名簿を備え置かず、又は旅客名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

二 二十四（略）

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一（略）

二 第四十六条、第四十七条、第四十八条（第一号及び第三号から第五号までに係る部分に限る。）、第四十八条の二第二項及び第四十九条から第五十二条まで 各本条の罰金刑

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十条（第十九条の六第二項及び第十九条の十六第一項において準用する場合並びに第二十条第二項及び第二十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公示をしなかつた者

二 第十一条第三項（第十九条の六第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）、第十一条の二第四項若しくは第二十条の二第二項の規定若しくは第二十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十九条の四（第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項にお

一 第十五条（第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定に違反して、旅客名簿を備え置かず、又は旅客名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

二 二十四（略）

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一（略）

二 第四十六条、第四十七条、第四十八条（第一号に係る部分に限る。）、第四十八条の二第二項及び第四十九条から第五十二条まで 各本条の罰金刑

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

（新設）

一 第十一条第三項（第十九条の三第三項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）、第十一条の二第四項、第十九条の四第六項若しくは第十九条の五第二項の規定若しくは第二十条第一項若しくは第三項（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条の二の三（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二

いて準用する場合を含む。)の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

四| 第十九条の十三第一項(第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしない

で、又は虚偽の届出をして、事業を廃止した者

五| 第二十条の二第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、貨物専用定期航路事業を営んだ者

(削る)

六・七| (略)

十一條の五において準用する場合を含む。)の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

(新設)

三| 第十九条の五第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして貨物定期航路事業(人の運送をするものを除く。)を営んだ者

四| 第十九条の六(第十九条の七において準用する場合を含む。)

五| (の規定による公示をしなかつた者

五・六| (略)

改正案	現行
<p>（書類の備置き）</p> <p>第十八条 船長は、国土交通省令で定める場合を除いて、次の書類を船内に備え置かなければならない。</p> <p>一 船舶国籍証書又は国土交通省令で定める証書</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>四・五 （略）</p> <p>② 海員名簿及び航海日誌に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。</p> <p>（海上労働証書）</p> <p>第一百条の三 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条第一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認めるときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書を交付しなければならぬ。国土交通大臣又は登録検査機関が同項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件のいずれかに適合していないと認められた場合において、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じられたものと認めるときも、同様とする。</p> <p>一〜二十七 （略）</p> <p>二十八 第一百八条の六第一項の規定により、同項に規定する船内苦情処理手続が定められていること。</p> <p>二十九 第一百八条の六第二項の規定により、船員に同項に規定する書面が交付されていること。</p> <p>三十 第一百八条の六第三項の規定により、同条第一項の苦情が</p>	<p>（書類の備置）</p> <p>第十八条 船長は、国土交通省令で定める場合を除いて、次の書類を船内に備え置かなければならない。</p> <p>一 船舶国籍証書又は国土交通省令の定める証書</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 旅客名簿</p> <p>五・六 （略）</p> <p>② 海員名簿、航海日誌及び旅客名簿に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。</p> <p>（海上労働証書）</p> <p>第一百条の三 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条第一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認めるときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書を交付しなければならぬ。国土交通大臣又は登録検査機関が同項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件のいずれかに適合していないと認められた場合において、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じられたものと認めるときも、同様とする。</p> <p>一〜二十七 （略）</p> <p>二十八 第一百八条の四第一項の規定により、同項に規定する船内苦情処理手続が定められていること。</p> <p>二十九 第一百八条の四第二項の規定により、船員に同項に規定する書面が交付されていること。</p> <p>三十 第一百八条の四第三項の規定により、同条第一項の苦情が</p>

処理されていること。

三十一 第一百八条の六第一項の苦情の申出をしたことを理由として、船員に対して不利益な取扱いがされていないこと。

三十二～三十四 (略)

2～5 (略)

(臨時海上労働証書)

第一百条の六 特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶について船舶所有者の変更があつたことその他の国土交通省令で定める事由により有効な海上労働証書の交付を受けていない当該特定船舶を臨時に国際航海に従事させようとするときは、当該特定船舶に係る船員の労働条件等について、国土交通大臣又は登録検査機関(当該特定船舶が海上運送法第三十八条第四項の規定による検査を受けた船舶であるときは、正当な理由がある場合を除き、国土交通大臣又は登録検査機関のうち当該検査を行ったもの)の行う検査を受けなければならない。

2～5 (略)

第一百八条の二 船員労務官は、第一百一条第二項又は第一百八条の五第三項に規定する場合において、船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、第一百一条第二項又は第一百八条の五第三項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

(船員等の申告)

第一百十二条 船員は、この法律、労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実について、第一百八条の五第一項に規定する特定小型船舶(次項において「特定小型船舶」という。)(の乗組員は、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実について、それぞれ、国土交通省令で定めるところに

処理されていること。

三十一 第一百八条の四第一項の苦情の申出をしたことを理由として、船員に対して不利益な取扱いがされていないこと。

三十二～三十四 (略)

2～5 (略)

(臨時海上労働証書)

第一百条の六 特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶について船舶所有者の変更があつたことその他の国土交通省令で定める事由により有効な海上労働証書の交付を受けていない当該特定船舶を臨時に国際航海に従事させようとするときは、当該特定船舶に係る船員の労働条件等について、国土交通大臣又は登録検査機関(当該特定船舶が海上運送法第三十九条の五第四項の規定による検査を受けた船舶であるときは、正当な理由がある場合を除き、国土交通大臣又は登録検査機関のうち当該検査を行ったもの)の行う検査を受けなければならない。

2～5 (略)

第一百八条の二 船員労務官は、第一百一条第二項に規定する場合において、船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

(船員の申告)

第一百十二条 この法律、労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実があるときは、船員は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所長又は船員労務官にその事実を申告することができる。

より、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長又は船員労務官にその事実を申告することができる。

- ② 船舶所有者又は第百十八条の五第一項に規定する特定小型船舶所有者は、前項の申告をしたことを理由として、船員又は特定小型船舶の乗組員を解雇しその他船員又は特定小型船舶の乗組員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(船舶所有者による小型船舶の乗組員に対する教育訓練)

- 第百十八条の四 船舶所有者は、国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶の乗組員(当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。)について、国土交通省令で定めるところにより、船舶が航行する海域の特性に応じた操船に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練(次条第一項において「特定教育訓練」という。)を実施しなければならない。

(特定小型船舶所有者による特定小型船舶の乗組員に対する教育訓練等)

- 第百十八条の五 前条に規定する船舶であつて、第一条第二項第一号又は第二号に掲げる船舶に該当するもの(以下この条において「特定小型船舶」という。)の所有者(船舶共有の場合は船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人。以下この条、第百三十一条の二及び第百三十五条第二項において「特定小型船舶所有者」という。)は、特定小型船舶の乗組員(当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。)について、国土交通省令で定めるところにより、特定教育訓練を実施しなければならない。

- ② 国土交通大臣は、前項の規定に違反する事実があると認めるときは、特定小型船舶所有者に対し、その違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- ② 船舶所有者は、前項の申告をしたことを理由として、船員を解雇しその他船員に対して不利益な取扱いを与えてはならない。

(新設)

(新設)

③ 国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、特定小型船舶所有者がその命令に従わない場合において、特定小型船舶の航海の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、その特定小型船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その特定小型船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、その特定小型船舶の入港すべき港を指定することができる。

④ 国土交通大臣は、前項の規定による処分に係る特定小型船舶について、第二項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちにその処分を取り消さなければならない。

⑤ 船員労務官は、必要があると認めるときは、特定小型船舶所有者に対し、第一項の規定の遵守に関し注意を喚起し、又は勧告をすることができる。

第百十八条の六 (略)

(外国船舶の監督等)
第百二十条の三 (略)

②③⑥ (略)

⑦ 第百十二条の規定(船員及び船舶所有者に係る部分に限る。)は、外国船舶の乗組員について準用する。この場合において、同条第一項中「この法律、労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令」とあるのは「二千六年の海上の労働に関する条約」と、「船員労務官」とあるのは「国土交通大臣があらかじめ指定するその職員」と読み替えるものとする。

第百二十六条 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

五 第十八条の規定による書類を備え置かず、又は同条第一項第

第百十八条の四 (略)

(外国船舶の監督等)
第百二十条の三 (略)

②③⑥ (略)

⑦ 第百十二条の規定は、外国船舶の乗組員について準用する。この場合において、同条第一項中「この法律、労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令」とあるのは「二千六年の海上の労働に関する条約」と、「船員労務官」とあるのは「国土交通大臣があらかじめ指定するその職員」と読み替えるものとする。

第百二十六条 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

五 第十八条の規定による書類を備え置かず、又は同条第一項第

二号若しくは第三号の書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

六・七 (略)

第三百三十条 船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の第三項若しくは第三項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十九条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第三項(第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。)、第六十六条(第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。)、第六十九条、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十二条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条の二の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、第一百二十二条第二項、第一百七十七条の二第一項、第一百七十七条の三第一項、第一百七十七条の四第一項、第一百八十一条第一項、第一百八十一条の二から第一百八十一条の四まで若しくは第一百八十一条の六第四項の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十一条 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三十二条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)
若しくは第三項、第三十六条第一項若しくは第二項、第五十三条第三項又は第一百八十一条の六第二項の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付したとき。

二号から第四号までの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

六・七 (略)

第三百三十条 船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の第三項若しくは第三項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十九条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第三項(第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。)、第六十六条(第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。)、第六十九条、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十二条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条の二の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、第一百二十二条第二項、第一百七十七条の二第一項、第一百七十七条の三第一項、第一百七十七条の四第一項、第一百八十一条第一項、第一百八十一条の二、第一百八十一条の三若しくは第一百八十一条の四第四項の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十一条 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三十二条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)
若しくは第三項、第三十六条第一項若しくは第二項、第五十三条第三項又は第一百八十一条の四第二項の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付したとき。

三〇七 (略)

第三百三十一条の二 特定小型船舶所有者が第一百二十二条第二項又は第一百十八条の五第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十一条の三・第三百三十一条の四 (略)

第三百三十二条 第一条第二項又は第一百十八条の五第三項の規定による処分に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

② (略)

第三百三十三条 (略)

② 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇五 (略)

六 第一百十八条の五第二項の規定による命令に違反したとき。

第三百三十五条 (略)

② 特定小型船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が特定小型船舶所有者の業務に関し第三百三十一条の二、第三百三十二条第一項（第一百十八条の五第三項に係る部分に限る。）及び第三百三十三条第二項（第六号に係る部分に限る。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その特定小型船舶所有者に対しても、各本条の罰金刑を科する。

③ (略)

三〇七 (略)

(新設)

第三百三十一条の二・第三百三十一条の三 (略)

第三百三十二条 第一条第二項の規定による処分に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

② (略)

第三百三十三条 (略)

② 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇五 (略)

(新設)

第三百三十五条 (略)

(新設)

② (略)

○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 小型船舶操縦者</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 登録特定操縦免許講習機関等（第二十三条の二十五―第二十三条の三十四）</p> <p>第四節 小型船舶操縦者の乗船等（第二十三条の三十五―第二十三条の三十九）</p> <p>第五節 小型船舶操縦者の遵守事項等（第二十三条の四十一―第二十三条の四十二）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（海技士の資格）</p> <p>第五条 海技免許は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める資格の別に行う。</p> <p>一 一四（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、海技士（航海）又は海技士（機関）に係る海技免許を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、海技士（航海）に係る海技免許にあつては船舶の航行する区域及び船舶の大きさの区分ごとに、海技士（機関）に係る海技免許にあつては船舶の航行する区域及び船舶の推進機関の出力の区分ごとに、それぞれ乗船履歴に応じ、当該海技免許を受ける者が船舶においてその職務を行うことのできる船舶職員の職についての限定（次項において「履歴限定」という。）をすることができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 小型船舶操縦者</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 登録小型船舶教習実施機関等（第二十三条の二十五―第二十三条の三十）</p> <p>第四節 小型船舶操縦者の乗船等（第二十三条の三十一―第二十三条の三十五）</p> <p>第五節 小型船舶操縦者の遵守事項等（第二十三条の三十六―第二十三条の三十八）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（海技士の資格）</p> <p>第五条 海技免許は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める資格の別に行う。</p> <p>一 一四（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、海技士（航海）又は海技士（機関）に係る海技免許を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、海技士（航海）に係る海技免許にあつては船舶の航行する区域及び船舶の大きさの区分ごとに、海技士（機関）に係る海技免許にあつては船舶の航行する区域及び船舶の推進機関の出力の区分ごとに、それぞれ乗船履歴に応じ、当該海技免許を受ける者が船舶においてその職務を行うことのできる船舶職員の職についての限定（以下「履歴限定」という。）をすることができる。</p>

る。

3
3
8
(略)

(小型船舶操縦士の免許)

第二十三条の二 (略)

2 | 操縦免許のうち、特定操縦免許(次条第一項第一号又は第二号に掲げる資格に係る操縦免許であつて、国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する小型船舶(次項第一号及び同条第三項において「事業用小型船舶」という。)の小型船舶操縦者にならうとする者に対するものをいう。以下この条、次条第三項及び第四項並びに第二十三条の二十六第一項において同じ。)以外のものは、国土交通大臣が行う小型船舶操縦士国家試験(以下「操縦試験」という。)に合格した者について行う。

3 | 特定操縦免許は、次に掲げる者について行う。

1 | 次条第一項第一号又は第二号に掲げる資格に係る操縦試験に合格し、かつ、発航前の検査、人命救助その他の事業用小型船舶の小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり必要な事項に関する知識及び能力を習得させるための講習(以下「特定操縦免許講習」という。)であつて第二十三条の二十五の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(次号、第二十三条の二十八及び第三十条第一号において「登録特定操縦免許講習機関」という。)が行うものの課程を修了した者

2 | 受けようとする資格の特定操縦免許と同一の資格に係る操縦免許を既に有し、かつ、特定操縦免許講習であつて登録特定操縦免許講習機関が行うものの課程を修了した者

4 | (略)

3
3
8
(略)

(小型船舶操縦士の免許)

第二十三条の二 (略)

2 | 操縦免許は、国土交通大臣が行う小型船舶操縦士国家試験(以下「操縦試験」という。)に合格した者(次条第一項第一号又は第二号に掲げる資格に係る操縦免許(国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する小型船舶の小型船舶操縦者にならうとする者に対する操縦免許に限る。以下「特定操縦免許」という。)にあつては、操縦試験に合格し、かつ、第四条第二項の講習の課程のうち小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり必要なものとして国土交通大臣が定めるもの(以下この項において「小型旅客安全講習課程」という。)を修了した者又はその受けようとする特定操縦免許と同一の資格の操縦免許を既に有し、かつ、小型旅客安全講習課程を修了した者)について行う。

(新設)

3 | (略)

(小型船舶操縦士の資格)
第二十三条の三 操縦免許は、次に定める資格の別に行う。

一 三 (略)

2 (略)

3 前項に定めるもののほか、国土交通大臣は、特定操縦免許を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、特定操縦免許を受ける者の乗船履歴に応じ、小型船舶操縦者として乗船する事業用小型船舶の航行する区域についての限定(次項及び第二十三条の二十六第一項において「履歴限定」という。)をすることが出来る。

4 前項の規定による履歴限定は、その特定操縦免許を受けている者の申請により、変更し、又は解除することが出来る。

5 (略)

(操縦免許の取消し等)

第二十三条の七 国土交通大臣は、小型船舶操縦士が次の各号のいずれかに該当するときは、その操縦免許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告すること(第二号にあつては、六月以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告すること)ができる。ただし、これらの事由によつて発生した海難について海難審判所が審判を開始したときは、この限りでない。

一 (略)

二 第二十三条の四十の規定に違反する行為(以下この号及び第二十三条の四十一第一項において「違反行為」という。)をし、当該違反行為の内容及び回数が国土交通省令で定める基準に該当することとなつたとき。

三 (略)

2 (略)

(小型船舶操縦士の資格)
第二十三条の三 操縦免許は、次の各号に定める資格の別に行う。

一 三 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

3 (略)

(操縦免許の取消し等)

第二十三条の七 国土交通大臣は、小型船舶操縦士が次の各号のいずれかに該当するときは、その操縦免許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告すること(第二号にあつては、六月以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告すること)ができる。ただし、これらの事由によつて発生した海難について海難審判所が審判を開始したときは、この限りでない。

一 (略)

二 第二十三条の三十六の規定に違反する行為(以下この号及び第二十三条の三十七第一項において「違反行為」という。)をし、当該違反行為の内容及び回数が国土交通省令で定める基準に該当することとなつたとき。

三 (略)

2 (略)

(操縦試験の免除)

第二十三条の十 第二十三条の二十九及び第二十三条の三十の規定により国土交通大臣の登録を受けた小型船舶教習所(同条及び第二十三条の三十二において「登録小型船舶教習所」という。)の課程を修了した者については、国土交通省令で定めるところにより、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

255 (略)

(準用)

第二十三条の十一 第五条第六項及び第七項並びに第六条第二項の規定は操縦免許について、第七条第二項の規定は小型船舶操縦士免許原簿について、第七条の二第一項から第三項まで及び第五項の規定は操縦免許証について、第十条第三項及び第十一条の規定は操縦免許の取消し等について、第十五条及び第十六条の規定は操縦試験について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第七条の二 第三項第三号	(略) 第十七条の十六及び第十七条の十七において準用する第十七条の二	(略) 第二十三条の三十三及び第二十三条の三十四において準用する第二十三条の三十

第三節 登録特定操縦免許講習機関等

(登録特定操縦免許講習機関の登録)

(操縦試験の免除)

第二十三条の十 第二十三条の二十五及び第二十三条の二十六の規定により国土交通大臣の登録を受けた小型船舶教習所(以下「登録小型船舶教習所」という。)の課程を修了した者については、国土交通省令で定めるところにより、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

255 (略)

(準用)

第二十三条の十一 第五条第六項及び第七項並びに第六条第二項の規定は操縦免許について、第七条第二項の規定は小型船舶操縦士免許原簿について、第七条の二第一項から第三項まで及び第五項の規定は操縦免許証について、第十条第三項及び第十一条の規定は操縦免許の取消し等について、第十五条及び第十六条の規定は操縦試験について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第七条の二 第三項第三号	(略) 第十七条の十六及び第十七条の十七において準用する第十七条の二	(略) 第二十三条の二十九及び第二十三条の三十において準用する第二十三条の二十六

第三節 登録小型船舶教習実施機関等

第二十三条の二十五 特定操縦免許講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

(新設)

(登録の要件等)

第二十三条の二十六 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請に係る特定操縦免許講習が、次の表の上欄の各号に掲げる施設及び設備の全てを用いて、同表の下欄の各号に掲げる講師の条件のいずれにも適合する者により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

施設及び設備	講師の条件
一 講義室 二 実習水域（実習期間中において、原則として占有することができるものに限る。） 三 実習用小型船舶 四 水路図誌 五 航海計器 六 操舵設備、係船設備及び航海用具 七 救命器具 八 信号装置 九 国際信号旗 十 国際信号書 十一 危険物による事故の際の応急医療の手引書 十二 教育に必要な模型、掛図、書籍その他の教材	一 十八歳以上であること。 二 過去二年間に特定操縦免許講習の実施に関する事務（第三項第三号及び第二十三条の二十八において「特定操縦免許講習事務」という。）に關し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。 三 次のいずれかの条件を満たす者であること。 イ 五級海技士（航海）の資格若しくは五級海技士（機

(新設)

<p>備考 上欄中第六号から第九号までの設備は、模型、掛図その他これらに類するものをもつてこれらの設備に代えることができる。</p>	<p>関)の資格若しくはこれらより上級の資格に係る海技免許を有する者であつて当該海技免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。</p> <p>ロ) 一級小型船舶操縦士の資格に係る特定操縦免許(技能限定及び履歴限定がされていないものに限る。)を有する者であつて一年以上小型船舶操縦者として小型船舶(特殊小型船舶を除く。)に乗船した経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。</p>
--	---

2|

国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者(第四号において「登録申請者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

- 一| この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二| 第二十三条の二十八において準用する第十七条の十一の規定

により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 小型船舶の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号及び第二十三条の三十第一項第二号において「小型船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するもの

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、小型船舶関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）（第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第二十三条の三十第一項第二号イにおいて同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第二十三条の三十第一項第二号ロにおいて同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

3 | 前条の登録は、登録特定操縦免許講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 特定操縦免許講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 特定操縦免許講習事務を行う事務所の所在地
前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第二十三条の二十七 第二十三条の二十五の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(準用)

第二十三条の二十八 第十七条の四から第十七条の十五までの規定は、登録特定操縦免許講習機関、特定操縦免許講習及び特定操縦免許講習事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十三条の二十九 (略)

(登録の要件等)

第二十三条の三十 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 (略)

二 前条の規定により登録の申請をした者(以下この号及び次項において「登録申請者」という。)が、小型船舶関連連業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、小型船舶関連事業者がその親法人であること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社にあつては、業務を執行する

(新設)

(新設)

第二十三条の二十五 (略)

(登録の要件等)

第二十三条の二十六 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 (略)

二 前条の規定により登録の申請をした者(以下この号及び次項において「登録申請者」という。)が、小型船舶の製造、輸入又は販売を業とする者(以下この号において「小型船舶関連連業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、小型船舶関連事業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一

社員）に占める小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

2 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一（略）

二 第二十三条の三十二において準用する第十七条の十一の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三（略）

3（略）

第二十三条の三十一（第二十三条の三十三）（略）

（準用）

第二十三条の三十四 第十七条の四から第十七条の十五までの規定は登録操縦免許証更新講習、登録操縦免許証更新講習を行う者及び登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務について、第二十三条の三十及び第二十三条の三十一の規定は操縦免許証更新講習並びに第二十三条の十一において準用する第七条の二第三項第三号の登録及びその更新について準用する。この場合において、第二十三条の三十第一項第一号中「別表第四の上欄に掲げる小型船舶教習所の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表」とあるのは、「別表第五の上欄に掲げる施設及び設備を用いて、同表」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四節 小型船舶操縦者の乗船等

項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ（略）

2 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一（略）

二 第二十三条の二十八において準用する第十七条の十一の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三（略）

3（略）

第二十三条の二十七（第二十三条の二十九）（略）

（準用）

第二十三条の三十 第十七条の四から第十七条の十五までの規定は登録操縦免許証更新講習、登録操縦免許証更新講習を行う者及び登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務について、第二十三条の二十六及び第二十三条の二十七の規定は操縦免許証更新講習並びに第二十三条の十一において準用する第七条の二第三項第三号の登録及びその更新について準用する。この場合において、第二十三条の二十六第一項第一号中「別表第四の上欄に掲げる小型船舶教習所の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表」とあるのは、「別表第五の上欄に掲げる施設及び設備を用いて、同表」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四節 小型船舶操縦者の乗船等

第二十三条の三十五・第二十三条の三十六 (略)

(小型船舶操縦士がなることができる小型船舶操縦者)

第二十三条の三十七 (略)

第二十三条の三十八 船舶所有者が第二十三条の三十六第一項の規定により国土交通大臣の許可を受けた場合には、同条第二項の規定により指定された資格を有する小型船舶操縦士は、前条の規定にかかわらず、当該小型船舶において小型船舶操縦者として乗船することができる。

第二十三条の三十九 (略)

第五節 小型船舶操縦者の遵守事項等

(小型船舶操縦者の遵守事項)

第二十三条の四十 (略)

2～4 (略)

5 小型船舶操縦者は、前各項に定めるもののほか、発航前の検査、適切な見張りの実施その他の小型船舶の航行の安全を図るために必要なものとして国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

第二十三条の四十一 (略)

(海上保安官又は警察官による通知)

第二十三条の四十二 海上保安官又は警察官は、第二十三条の四十四の規定に違反する事実があつたことを知つたときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

第二十三条の三十一・第二十三条の三十二 (略)

(小型船舶操縦士がなることができる小型船舶操縦者)

第二十三条の三十三 (略)

第二十三条の三十四 船舶所有者が第二十三条の三十二第一項の規定により国土交通大臣の許可を受けた場合には、同条第二項の規定により指定された資格を有する小型船舶操縦士は、前条の規定にかかわらず、当該小型船舶において小型船舶操縦者として乗船することができる。

第二十三条の三十五 (略)

第五節 小型船舶操縦者の遵守事項等

(小型船舶操縦者の遵守事項)

第二十三条の三十六 (略)

2～4 (略)

5 小型船舶操縦者は、第一項から前項までに定めるもののほか、発航前の検査、適切な見張りの実施その他の小型船舶の航行の安全を図るために必要なものとして国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

第二十三条の三十七 (略)

(海上保安官又は警察官による通知)

第二十三条の三十八 海上保安官又は警察官は、第二十三条の三十六の規定に違反する事実があつたことを知つたときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

第四章 雑則

(航行の差止め)

第二十四条 国土交通大臣は、第十八条、第二十一条、第二十三条の三十五第一項、第二十三条の三十七若しくは第二十三条の三十九第一項若しくは第三項の規定又は第十九条第三項の規定による命令に違反する事実があると認める場合において、船舶の航行の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、当該船舶の入港すべき港を指定するものとする。

2 (略)

(手数料)

第二十六条 海技試験若しくは操縦試験を受ける者、海技免許講習、海技免状更新講習、特定操縦免許講習若しくは操縦免許証更新講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受ける者、海技免状若しくは操縦免許証の有効期間の更新を申請する者、海技免状若しくは操縦免許証の再交付を申請する者、海技免許若しくは操縦免許について付されている限定の変更若しくは解除を申請する者、小型船舶操縦士免許原簿に登録された事項の変更を申請する者、第二十三条第一項の承認を申請する者、承認証の再交付を申請する者又は締約国資格受有者承認原簿に登録された事項の変更を申請する者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(指定試験機関の行う操縦試験を受ける者にあつては、指定試験機関)に納めなければならない。

2 (略)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又

第四章 雑則

(航行の差止め)

第二十四条 国土交通大臣は、第十八条、第二十一条、第二十三条の三十一第一項、第二十三条の三十三若しくは第二十三条の三十五第一項若しくは第三項の規定又は第十九条第三項の規定による命令に違反する事実があると認める場合において、船舶の航行の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、当該船舶の入港すべき港を指定するものとする。

2 (略)

(手数料)

第二十六条 海技試験若しくは操縦試験を受ける者、海技免許講習、海技免状更新講習若しくは操縦免許証更新講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受ける者、海技免状若しくは操縦免許証の有効期間の更新を申請する者、海技免状若しくは操縦免許証の再交付を申請する者、海技免許若しくは操縦免許について付されている限定の変更若しくは解除を申請する者、小型船舶操縦士免許原簿に登録された事項の変更を申請する者、第二十三条第一項の承認を申請する者、承認証の再交付を申請する者又は締約国資格受有者承認原簿に登録された事項の変更を申請する者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(指定試験機関の行う操縦試験を受ける者にあつては、指定試験機関)に納めなければならない。

2 (略)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又

は百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の十一（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した登録海技免許講習実施機関、登録海技免状更新講習を行う者、登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行う者、登録特定操縦免許講習機関、登録小型船舶教習実施機関又は登録操縦免許更新講習を行う者（第三十一条の三第一項において「登録海技免許講習実施機関等」という。）の役員又は職員

二（略）

第三十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十八条、第二十三条の三十五第一項又は第二十三条の三十九第一項の規定に違反した者

二（略）

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条、第二十三条の三十七又は第二十三条の三十九第三項の規定に違反した者

二（略）

第三十一条の三 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした登録海技免許講習実施機関等の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の七（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚

は百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の十一（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した登録海技免許講習実施機関、登録海技免状更新講習を行う者、登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行う者、登録小型船舶教習実施機関又は登録操縦免許更新講習を行う者（第三十一条の三において「登録海技免許講習実施機関等」という。）の役員又は職員

二（略）

第三十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十八条、第二十三条の三十一第一項又は第二十三条の三十九第一項の規定に違反した者

二（略）

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条、第二十三条の三十三又は第二十三条の三十五第三項の規定に違反した者

二（略）

第三十一条の三 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした登録海技免許講習実施機関等の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の七（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

偽の届出をしたとき。

二 第十七条の十二（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四）において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十七条の十三第一項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四）において準用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条の十三第一項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2
(略)

第三十一条の四 第十七条の八第一項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四）において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十七条の八第二項各号（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四）において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

別表第三（第十七条の十九関係）

船舶職員養成施設	施設及び設備	条 件
一 三級海技士（航海）養成施設、四級海技士（航海）養成施設	一 五（略） 六 操舵装置、係船設備その他の船舶設備	（略）

二 第十七条の十二（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十条の二十八及び第二十三条の三十）において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十七条の十三第一項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十）において準用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条の十三第一項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2
(略)

第三十一条の四 第十七条の八第一項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十）において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十七条の八第二項各号（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十）において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

別表第三（第十七条の十九関係）

船舶職員養成施設	施設及び設備	条 件
一 三級海技士（航海）養成施設、四級海技士（航海）養成施設	一 五（略） 六 操舵装置、係船設備その他の船舶設備	（略）

、五級海技士（航海）養成施設、六級海技士（航海）養成施設 (略)	七十三 (略)	(略)
備考 一～五 (略) 別表第四（第二十三条の三十関係） (略) 別表第五（第二十三条の三十四関係） (略)		

、五級海技士（航海）養成施設、六級海技士（航海）養成施設 (略)	七十三 (略)	(略)
備考 一～五 (略) 別表第四（第二十三条の二十六関係） (略) 別表第五（第二十三条の三十関係） (略)		

改正案	現行
<p>（船員法の適用に関する特例等）</p> <p>第八十九条（略）</p> <p>254（略）</p> <p>5 乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員法第六条の規定により適用される労働基準法第七条並びに船員法第三十六条第三項、第三十七条、第六十二条（同法第八十八条の第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第六十四条の第二項、第六十五条、第六十五条の第三項（同法第八十八条の第二の第五項において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十五条の三第一項及び第二項、同条第三項（同法第八十八条の第二の第六項において準用する場合を含む。）、第六十七条第三項、第六十七条の二第四項、第八十五条第二項、第八十六条第一項及び第二項、同条第三項（漁船に係る部分に限る。）、第八十七条第一項及び第三項、第八十八条の二の二第一項から第三項まで、第八十八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四、第八十八条の六、第八十八条の七並びに第一百八十八条の六第三項の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第六十四条の二第一項中「その使用する」とあるのは「船員職業安定法第八十九条第四項に規定する派遣元の船舶所有者（以下単に「派遣元の船舶所有者」という。）がその使用する」と、同項並びに同法第六十五条及び第六十五条の三第三項（同法第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。）中「これを国</p>	<p>（船員法の適用に関する特例等）</p> <p>第八十九条（略）</p> <p>254（略）</p> <p>5 乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員法第六条の規定により適用される労働基準法第七条並びに船員法第三十六条第三項、第三十七条、第六十二条（同法第八十八条の第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第六十四条の第二項、第六十五条、第六十五条の第三項（同法第八十八条の第二の第五項において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十五条の三第一項及び第二項、同条第三項（同法第八十八条の第二の第六項において準用する場合を含む。）、第六十七条第三項、第六十七条の二第四項、第八十五条第二項、第八十六条第一項及び第二項、同条第三項（漁船に係る部分に限る。）、第八十七条第一項及び第三項、第八十八条の二の二第一項から第三項まで、第八十八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四、第八十八条の六、第八十八条の七並びに第一百八十八条の四第三項の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第六十四条の二第一項中「その使用する」とあるのは「船員職業安定法第八十九条第四項に規定する派遣元の船舶所有者（以下単に「派遣元の船舶所有者」という。）がその使用する」と、同項並びに同法第六十五条及び第六十五条の三第三項（同法第八十八</p>

土交通大臣に」とあるのは「及びこれを国土交通大臣に」と、同法第六十五条及び第六十五条の第三項（同法第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。）中「その使用する」とあるのは「派遣元の船舶所有者がその使用する」と、同法第八十七条第一項第一号中「船内で作業に従事することを申し出た場合」とあるのは「、あらかじめ、船内で作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出た場合」と、同法第八十八条の二の二第二項及び第三項中「第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを申し出たとき」とあるのは「あらかじめ、第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出たとき」と、同法第六項中「その休息時間を同項の協定で定めるところによることを船舶所有者に申し出て」とあるのは「、あらかじめ、その休息時間を同項の協定で定めるところによることを派遣元の船舶所有者に申し出て」と、同法第八十八条の第三項中「次に掲げる申出をした場合」とあるのは「、あらかじめ、派遣元の船舶所有者に次に掲げる申出をした場合」と、同法第八十八条の四第二項中「同項本文の時刻の間において」とあるのは「、あらかじめ、同項本文の時刻の間において」と、「申し出た場合」とあるのは「派遣元の船舶所有者に申し出た場合」とする。

6 乗組み派遣船員が乗り組む船舶に関しては、当該船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員法第六十九条、第七十条（同法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第八十条、第八十一条第二項及び第三項、第八十二条、第八十二条の二、第一百七十七条の二から第一百八条の四まで並びに第一百八条の六第一項の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

7 派遣元の船舶所有者は、船員派遣をする場合であつて、第二項、第三項、第五項又は前項の規定により船舶所有者とみなされる

土交通大臣に」とあるのは「及びこれを国土交通大臣に」と、同法第六十五条及び第六十五条の第三項（同法第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。）中「その使用する」とあるのは「派遣元の船舶所有者がその使用する」と、同法第八十七条第一項第一号中「船内で作業に従事することを申し出た場合」とあるのは「、あらかじめ、船内で作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出た場合」と、同法第八十八条の二の二第二項及び第三項中「第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを申し出たとき」とあるのは「あらかじめ、第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出たとき」と、同法第六項中「その休息時間を同項の協定で定めるところによることを船舶所有者に申し出て」とあるのは「、あらかじめ、その休息時間を同項の協定で定めるところによることを派遣元の船舶所有者に申し出て」と、同法第八十八条の第三項中「次に掲げる申出をした場合」とあるのは「、あらかじめ、派遣元の船舶所有者に次に掲げる申出をした場合」と、同法第八十八条の四第二項中「同項本文の時刻の間において」とあるのは「、あらかじめ、同項本文の時刻の間において」と、「申し出た場合」とあるのは「派遣元の船舶所有者に申し出た場合」とする。

6 乗組み派遣船員が乗り組む船舶に関しては、当該船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員法第六十九条、第七十条（同法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第八十条、第八十一条第二項及び第三項、第八十二条、第八十二条の二、第一百七十七条の二から第一百八条の三まで並びに第一百八条の四第一項の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

7 派遣元の船舶所有者は、船員派遣をする場合であつて、第二項、第三項、第五項又は前項の規定により船舶所有者とみなされる

こととなる船員派遣の役務の提供を受ける者が当該船員派遣に係る船員派遣契約に定める派遣就業の条件に従つて当該船員派遣に係る派遣船員を作業に従事させたならば、第二項の規定により適用される船員法第六十七条の二第一項の規定、第三項の規定により適用される同法第八十一条第一項の規定、第五項の規定により適用される同法第六十二条（同法第八十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第六十五条の二第三項（同法第八十八条の二の二第五項において読み替えて準用する場合を含む。）、第八十六条第一項及び第二項、同条第三項（漁船に係る部分に限る。）、第八十七条第一項及び第三項、第八十八条、第八十八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四並びに第八十八条の六の規定若しくは前項の規定により適用される同法第六十九条、第七十条（同法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第八十条、第八十一条第二項及び第三項、第八十二条、第八十二条の二並びに第一百七十七条の二から第一百八条の四までの規定又はこれらの規定に基づく命令の規定（次項において「船員法令の規定」という。）に抵触することとなるときにおいては、当該船員派遣を行つてはならない。

8 (略)

9 前各項の規定による船員法の特例については、同法第六十八条第一項中「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定」とあるのは「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」と、同法第七十一条第一項中「第六十条から第六十九条までの規定」とあるのは「第六十条から第六十九条までの規定（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」と、同法第七十六条中「与えているとき」とあるのは「与えているとき（派遣先の船舶所有者が与えているときを含む。）」と、同法第八十八条の二中「第六十一条、第六十四条から第六十五条

こととなる船員派遣の役務の提供を受ける者が当該船員派遣に係る船員派遣契約に定める派遣就業の条件に従つて当該船員派遣に係る派遣船員を作業に従事させたならば、第二項の規定により適用される船員法第六十七条の二第一項の規定、第三項の規定により適用される同法第八十一条第一項の規定、第五項の規定により適用される同法第六十二条（同法第八十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第六十五条の二第三項（同法第八十八条の二の二第五項において読み替えて準用する場合を含む。）、第八十六条第一項及び第二項、同条第三項（漁船に係る部分に限る。）、第八十七条第一項及び第三項、第八十八条、第八十八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四並びに第八十八条の六の規定若しくは前項の規定により適用される同法第六十九条、第七十条（同法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第八十条、第八十一条第二項及び第三項、第八十二条、第八十二条の二並びに第一百七十七条の二から第一百八条の三までの規定又はこれらの規定に基づく命令の規定（次項において「船員法令の規定」という。）に抵触することとなるときにおいては、当該船員派遣を行つてはならない。

8 (略)

9 前各項の規定による船員法の特例については、同法第六十八条第一項中「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定」とあるのは「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」と、同法第七十一条第一項中「第六十条から第六十九条までの規定」とあるのは「第六十条から第六十九条までの規定（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」と、同法第七十六条中「与えているとき」とあるのは「与えているとき（派遣先の船舶所有者が与えているときを含む。）」と、同法第八十八条の二中「第六十一条、第六十四条から第六十五条

の二まで、第六十五条の三第三項、第六十六条、第六十八条第一項及び第七十一条から第七十三条までの規定」とあるのは「第六十一条、第六十四条から第六十五条の二まで、第六十五条の三第三項、第六十六条、第六十八条第一項及び第七十一条から第七十三条までの規定（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」と、同法第八十八条の五中「前三条の規定」とあるのは「前三条の規定（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」
「と、同法第一百一条第一項中「この法律に基づいて発する命令」とあるのは「この法律に基づいて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」
「と、同法第一百一条第一項及び第二項、第一百零二条、第一百零六条、第一百七七条第一項、第一百零一条、第一百零三条第一項並びに第一百零八条の六第四項中「船舶所有者」とあるのは「船舶所有者（派遣先の船舶所有者を含む。）」
「と、同法第一百零一条第二項中「前項の規定」とあるのは「前項の規定（船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。）」
「と、同法第一百零三条第一項、第一百零四条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律（船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。）」
「と、同法第一百零四条第三項中「第一項」とあるのは「第一項（船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。）」
「と、同法第一百五条中「この法律及び労働基準法」とあるのは「この法律及び労働基準法（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの法律が適用される場合を含む。）」
「と、同法第一百零六条中「この法律に基づいて発する命令」とあるのは「この法律に基づいて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」
「と、同法第一百零八条中「この法律に基づいて発する命令の違反の罪」とあるのは「この法律に基づいて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」の違反の

の二まで、第六十五条の三第三項、第六十六条、第六十八条第一項及び第七十一条から第七十三条までの規定」とあるのは「第六十一条、第六十四条から第六十五条の二まで、第六十五条の三第三項、第六十六条、第六十八条第一項及び第七十一条から第七十三条までの規定（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」
「と、同法第八十八条の五中「前三条の規定」とあるのは「前三条の規定（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」
「と、同法第一百零一条第一項及び第二項、第一百零二条、第一百零六条、第一百七七条第一項、第一百零一条、第一百零三条第一項並びに第一百零八条の六第四項中「船舶所有者」とあるのは「船舶所有者（派遣先の船舶所有者を含む。）」
「と、同法第一百零一条第二項中「前項の規定」とあるのは「前項の規定（船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。）」
「と、同法第一百零三条第一項、第一百零四条第一項及び第二項、第一百零二条、第一百零一条、第一百零三条第一項並びに第一百零八条の六第四項中「この法律」とあるのは「この法律（船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。）」
「と、同法第一百零四条第三項中「第一項」とあるのは「第一項（船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。）」
「と、同法第一百五条中「この法律及び労働基準法」とあるのは「この法律及び労働基準法（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの法律が適用される場合を含む。）」
「と、同法第一百零六条中「この法律に基づいて発する命令」とあるのは「この法律に基づいて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」
「と、同法第一百零八条中「この法律に基づいて発する命令の違反の罪」とあるのは「この法律に基づいて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」の違反の

罪（同条第八項の規定により適用される第二百二十九条から第三百三十一條までの規定の罪を含む。）と、同法第八條の二中「船員労務官は、第一百一条第二項」とあるのは「船員労務官は、第一百一条第二項に規定する場合（船員職業安定法第八十九條の規定により適用される場合を含む。）と、同法第一百二十二條第一項中「労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令」とあるのは「労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令（船員職業安定法第八十九條の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）と、同条第二項中「船舶所有者又は」とあるのは「船舶所有者（派遣先の船舶所有者を含む。）又は」と、同法第一百三條第一項中「労働基準法、この法律に基づく命令」とあるのは「労働基準法及びこの法律に基づく命令（船員職業安定法第八十九條の規定によりこれらの規定が適用される場合におけるこれらの規定を含む。）並びに」と、「第六十五條の三第三項の協定を記載した書類」とあるのは「第六十五條の三第三項の協定を記載した書類（派遣先の船舶所有者にあつては、乗組み派遣船員に係る労働協約、就業規則並びに第三十四條第二項、第六十四條の二第一項、第六十五條及び第六十五條の三第三項の協定を記載した書類を含む。）と、同法第一百十八條の六第一項中「この法律に基づく命令」とあるのは「この法律に基づく命令（船員職業安定法第八十九條の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）と、同条第二項中「船内苦情処理手続」とあるのは「派遣先の船舶所有者が定める船内苦情処理手続」と、同法第二百十條中「この法律に基いて発する命令」とあるのは「この法律に基いて発する命令（船員職業安定法第八十九條の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）並びに同条第八項の規定」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

10 前各項の規定による船員法の特例（第六項の規定による同法第一百十七條の二から第一百十八條の四までの規定の適用に係る部分を

規定が適用される場合を含む。）の違反の罪（同条第八項の規定により適用される第二百二十九条から第三百三十一條までの規定の罪を含む。）と、同法第八條の二中「第一百一条第二項に規定する場合」とあるのは「第一百一条第二項に規定する場合（船員職業安定法第八十九條の規定により適用される場合を含む。）と、同法第一百十三條第一項中「労働基準法、この法律に基づく命令」とあるのは「労働基準法及びこの法律に基づく命令（船員職業安定法第八十九條の規定によりこれらの規定が適用される場合におけるこれらの規定を含む。）並びに」と、「第六十五條の三第三項の協定を記載した書類」とあるのは「第六十五條の三第三項の協定を記載した書類（派遣先の船舶所有者にあつては、乗組み派遣船員に係る労働協約、就業規則並びに第三十四條第二項、第六十四條の二第一項、第六十五條及び第六十五條の三第三項の協定を記載した書類を含む。）と、同法第一百十八條の四第一項中「この法律に基づく命令」とあるのは「この法律に基づく命令（船員職業安定法第八十九條の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）と、同条第二項中「船内苦情処理手続」とあるのは「派遣先の船舶所有者が定める船内苦情処理手続」と、同法第一百二十條中「この法律に基いて発する命令」とあるのは「この法律に基いて発する命令（船員職業安定法第八十九條の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）並びに同条第八項の規定」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

10 前各項の規定による船員法の特例（第六項の規定による同法第一百十七條の二から第一百十八條の三までの規定の適用に係る部分を

除く。)については、乗組み派遣船員が同居の親族のみを使用する船舶所有者(第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者を除く。)に使用される者又は家事使用人である場合には、適用しない。

11
13

(略)

除く。)については、乗組み派遣船員が同居の親族のみを使用する船舶所有者(第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者を除く。)に使用される者又は家事使用人である場合には、適用しない。

11
13

(略)

○ 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（海上運送法の適用除外） 第二十八条 内航海運業者及び第三条第二項の届出をした者は、海上運送法第二十条の二第一項及び第二項の規定並びに同法第二十条第一項及び第二項（これらの規定を同法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなくてもよい。</p>	<p>（海上運送法の適用除外） 第二十八条 内航海運業者及び第三条第二項の届出をした者は、海上運送法第十九条の五第一項（人の運送をする貨物定期航路事業に係る部分を除く。）及び第二項並びに第二十条第一項及び第三項（同法第三十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をしなくてもよい。</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による貨物の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第四項の旅客定期航路事業又は同条第九項の旅客不定期航路事業の用に供する船舶</p> <p>四 専ら港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第一項の港湾運送の用に供する船舶</p> <p>五 専ら港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業の用に供する船舶</p>	<p>2 （略）</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による貨物の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第四項の旅客定期航路事業又は同法第二十一条の旅客不定期航路事業の用に供する船舶</p> <p>四 もつばら港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第一項の港湾運送の用に供する船舶</p> <p>五 もつばら港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において港湾運送事業法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業の用に供する船舶</p>

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十五条関係）

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第

号）により改正された後の条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九條、第十條、第十三條、第十五條―第十七條、第十七條の三―第十九條、第二十三條、第二十四條、第三十四條―第三十四條の五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>課税標準</p> <p>税率</p> <p>一〇百三十二の二（略）</p> <p>百三十三 船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機</p> <p>関若しくは登録運航管理者講習機関の登録</p> <p>（注）流通業務総合効率化促進法第十二條第一項（海上運送法の特例）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十條（海上運送法の特例）、第二十七條の五第一項（海上運送法の特例）、第二十七條の十九（海上運送法の特例）若しくは第三十五條第一項（海上運送法の特例）の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受け</p> <p>たものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四條第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十九條第三項（海上運送高度化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む）の規定による海上運送高度化実施計画の認定、同法第二十七條の三第二項（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む）の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九條、第十條、第十三條、第十五條―第十七條、第十七條の三―第十九條、第二十三條、第二十四條、第三十四條―第三十四條の五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>課税標準</p> <p>税率</p> <p>一〇百三十二の二（略）</p> <p>百三十三 船舶運航事業の許可</p> <p>（注）流通業務総合効率化促進法第十二條第一項（海上運送法の特例）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十條（海上運送法の特例）、第二十七條の五第一項（海上運送法の特例）、第二十七條の十九（海上運送法の特例）若しくは第三十五條第一項（海上運送法の特例）の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受け</p> <p>たものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四條第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十九條第三項（海上運送高度化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む）の規定による海上運送高度化実施計画の認定、同法第二十七條の三第二項（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む）の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九條、第十條、第十三條、第十五條―第十七條、第十七條の三―第十九條、第二十三條、第二十四條、第三十四條―第三十四條の五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>課税標準</p> <p>税率</p> <p>一〇百三十二の二（略）</p> <p>百三十三 船舶運航事業の許可</p> <p>（注）流通業務総合効率化促進法第十二條第一項（海上運送法の特例）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十條（海上運送法の特例）、第二十七條の五第一項（海上運送法の特例）、第二十七條の十九（海上運送法の特例）若しくは第三十五條第一項（海上運送法の特例）の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受け</p> <p>たものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四條第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十九條第三項（海上運送高度化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む）の規定による海上運送高度化実施計画の認定、同法第二十七條の三第二項（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む）の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九條、第十條、第十三條、第十五條―第十七條、第十七條の三―第十九條、第二十三條、第二十四條、第三十四條―第三十四條の五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>課税標準</p> <p>税率</p> <p>一〇百三十二の二（略）</p> <p>百三十三 船舶運航事業の許可</p> <p>（注）流通業務総合効率化促進法第十二條第一項（海上運送法の特例）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十條（海上運送法の特例）、第二十七條の五第一項（海上運送法の特例）、第二十七條の十九（海上運送法の特例）若しくは第三十五條第一項（海上運送法の特例）の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受け</p> <p>たものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四條第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十九條第三項（海上運送高度化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む）の規定による海上運送高度化実施計画の認定、同法第二十七條の三第二項（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む）の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の</p>

<p>認定、同法第二十七条の十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は、当該許可とみなす。</p>	<p>(一) (略)</p> <p>(二) 海上運送法第十九条の三第一項（特定旅客定期航路事業の許可）の特定旅客定期航路事業の許可（一）の離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。）</p>	<p>(略)</p> <p>許可件数</p> <p>(略)</p> <p>一件につき 九万円</p>
<p>(三) 海上運送法第二十一条第一項（旅客不定期航路事業の許可）の旅客不定期航路事業の許可（更新の許可を除く。）</p>	<p>許可件数</p> <p>一件につき 九万円</p>	<p>(略)</p> <p>一件につき 九万円</p>
<p>(四) 海上運送法第三十二条の二十六（登録安全統括管理者講習機関の登録）の登録安全統括管理者講習機関の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき 九万円</p>	<p>(略)</p> <p>一件につき 九万円</p>
<p>(五) 海上運送法第三十二条の四十四第一項（登録運航管理者講習機関の登録）の登録運航管理者講習機関の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき 九万円</p>	<p>(略)</p> <p>一件につき 九万円</p>

<p>認定、同法第二十七条の十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は、当該許可とみなす。</p>	<p>(一) (略)</p> <p>(二) 海上運送法第十九条の三第一項（特定旅客定期航路事業の許可）の特定旅客定期航路事業の許可（一）の離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。）又は同法第二十一条第一項（旅客不定期航路事業の許可）の旅客不定期航路事業の許可（新設）</p>	<p>(略)</p> <p>許可件数</p> <p>(略)</p> <p>一件につき 九万円</p>
<p>(新設)</p>	<p>許可件数</p> <p>一件につき 九万円</p>	<p>(略)</p> <p>一件につき 九万円</p>
<p>(新設)</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき 九万円</p>	<p>(略)</p> <p>一件につき 九万円</p>

<p>百三十四・百三十五 (略)</p>	<p>百三十六 船舶職員に係る海技免許講習、海技免状更新講習若しくは登録船舶職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者に係る登録小型船舶教習所、操縦免許証更新講習若しくは登録特定操縦免許講習機関の登録又は船舶職員に係る電子通信移行講習の登録</p>	<p>(一) (五) (略)</p> <p>(六) 船舶職員及び小型船舶操縦者 法第二十三条の二十五(登録特定操縦免許講習機関の登録)の登録特定操縦免許講習機関の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>(略)</p> <p>登録件数</p>	<p>(略)</p> <p>一件につき 九万円</p>
<p>百三十四・百三十五 (略)</p>	<p>百三十六 船舶職員に係る海技免許講習、海技免状更新講習若しくは登録船舶職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者に係る登録小型船舶教習所若しくは操縦免許証更新講習の登録又は船舶職員に係る電子通信移行講習の登録</p>	<p>(一) (五) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(六) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>百三十六の二(百六十) (略)</p>	<p>百三十六の二(百六十) (略)</p>		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十六条関係）

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第

号）により改正された後の条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（認定等が鉄道事業の許可等とみなされる場合の取扱い）</p> <p>第三十四条の五 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の二第一項（地域旅客運送サービス継続事業の実施）に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画の同法第二十七条の三第二項（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の認定若しくは同法第二十七条の十四第一項（地域公共交通利便増進事業の実施）（同法第二十九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）に規定する地域公共交通利便増進実施計画の同法第二十七条の十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の認定又は同法第二十九条の四第一項（交通手段再構築実証事業計画の作成）に規定する交通手段再構築実証事業計画の同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による公表が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における同法第二十七条の二第三項の同意をした者若しくは同法第二十七条の十四第四項の同意をした者若しくは同項に規定する協定締結実施主体（以下この条において「協定締結実施主体」という。）又は当該交通手段再構築実証事業計画に定められた同法第二十九条の四第一項に規定する交通手段再構築実証事業の同条第二項第二号の実施主体（以下この条において「実施主体」という。）については、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に係る同法第二十七条の三第一項</p>	<p>（認定等が鉄道事業の許可等とみなされる場合の取扱い）</p> <p>第三十四条の五 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の二第一項（地域旅客運送サービス継続事業の実施）に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画の同法第二十七条の三第二項（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の認定若しくは同法第二十七条の十四第一項（地域公共交通利便増進事業の実施）（同法第二十九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）に規定する地域公共交通利便増進実施計画の同法第二十七条の十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の認定又は同法第二十九条の四第一項（交通手段再構築実証事業計画の作成）に規定する交通手段再構築実証事業計画の同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による公表が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における同法第二十七条の二第三項の同意をした者若しくは同法第二十七条の十四第四項の同意をした者若しくは同項に規定する協定締結実施主体（以下この条において「協定締結実施主体」という。）又は当該交通手段再構築実証事業計画に定められた同法第二十九条の四第一項に規定する交通手段再構築実証事業の同条第二項第二号の実施主体（以下この条において「実施主体」という。）については、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に係る同法第二十七条の三第一項</p>

の規定による申請若しくは当該地域公共交通利便増進実施計画に係る同法第二十七条の十五第一項の規定による申請又は当該交通手段再構築実証事業計画に係る同法第二十九条の四第四項の規定による協議の申出を、これらの同意をした者若しくは協定締結実施主体又は実施主体の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

一〇三 (略)

四 別表第一第百三十三号 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項（一般旅客定期航路事業の許可）の一般旅客定期航路事業の許可又は同法第二十条第一項（貨客定期航路事業）の貨客定期航路事業の登録若しくは同法第二十二条第一項（一般不定期航路事業）の一般不定期航路事業の登録

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一〇百三十二の二 (略)		
百三十三 船舶運航事業の許可若しくは登録又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録 (注) 流通業務総合効率化促進法第十二条第一項（海上運送法の特例）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十条（海上運送法の特例）、第二十七条の五第一項（海上運送法の特例）、第二十七条の十九（海上運送法の特例）若しくは第三十五条第一項（海上運送法の特例）の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定によ		

の規定による申請若しくは当該地域公共交通利便増進実施計画に係る同法第二十七条の十五第一項の規定による申請又は当該交通手段再構築実証事業計画に係る同法第二十九条の四第四項の規定による協議の申出を、これらの同意をした者若しくは協定締結実施主体又は実施主体の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

一〇三 (略)

四 別表第一第百三十三号 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項（一般旅客定期航路事業の許可）の一般旅客定期航路事業の許可

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一〇百三十二の二 (略)		
百三十三 船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録 (注) 流通業務総合効率化促進法第十二条第一項（海上運送法の特例）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十条（海上運送法の特例）、第二十七条の五第一項（海上運送法の特例）、第二十七条の十九（海上運送法の特例）若しくは第三十五条第一項（海上運送法の特例）の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定によ		

<p>(一) (略)</p> <p>(二) 海上運送法第十九条の六第一項(特定旅客定期航路事業の許可)の特定旅客定期航路事業の許可(一)の離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。</p> <p>(三) 海上運送法第十九条の七第一</p>	<p>る総合効率化計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十九条第三項(海上運送高度化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による海上運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の三第二項(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項(地域公共交通利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許可とみなし、同法第二十条、第二十七条の十九又は第三十五条第一項の規定により貨客定期航路事業の登録又は一般不定期航路事業の登録を受けたものとみなされる場合における同法第十九条第三項の規定による海上運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定又は同法第三十条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の認定はこれらの登録とみなす。</p>
<p>(略)</p> <p>許可件数</p>	<p>(略)</p>
<p>登録件数</p>	<p>(略)</p> <p>一件につき 九万円</p>

<p>(一) (略)</p> <p>(二) 海上運送法第十九条の三第一項(特定旅客定期航路事業の許可)の特定旅客定期航路事業の許可(一)の離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。</p> <p>(新設)</p>	<p>る総合効率化計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十九条第三項(海上運送高度化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による海上運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の三第二項(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項(地域公共交通利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は、当該許可とみなす。</p>
<p>(略)</p> <p>許可件数</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>一件につき 九万円</p>

百三十四～百六十 (略)	項(対外旅客定期航路事業の登録)の対外旅客定期航路事業の登録		九万円
	(四) 海上運送法第二十条第一項(貨客定期航路事業)の貨客定期航路事業の登録	登録件数	一件につき 一万五千元
	(五) (略)	(略)	(略)
	(六) 海上運送法第二十二条第一項(一般不定期航路事業)の一般不定期航路事業の登録	登録件数	一件につき 一万五千元
(七)・(八) (略)	(略)	(略)	

百三十四～百六十 (略)	(新設)		
	(三) (略)	(略)	(略)
	(新設)		
	(四)・(五) (略)	(略)	(略)

○ 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）（抄）（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 海運代理店業 海上運送法第二条第十二項に規定する海運代理店業をいう。</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 海運代理店業 海上運送法第二条第九項に規定する海運代理店業をいう。</p>

○ 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）（抄）（附則第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（外国船舶製造事業者の指定）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた外国船舶製造事業者（以下「指定外国船舶製造事業者」という。）に対し、指定をした旨その他国土交通省令で定める事項を通知するとともに、国土交通省令で定めるところにより、同項の告示の内容を船舶運航事業（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業をいう。第十二条において同じ。）及び船舶貸渡業（同法第二条第十項に規定する船舶貸渡業をいう。第十二条において同じ。）を営む者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>（外国船舶製造事業者の指定）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた外国船舶製造事業者（以下「指定外国船舶製造事業者」という。）に対し、指定をした旨その他国土交通省令で定める事項を通知するとともに、国土交通省令で定めるところにより、同項の告示の内容を船舶運航事業（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業をいう。第十二条において同じ。）及び船舶貸渡業（同法第二条第七項に規定する船舶貸渡業をいう。第十二条において同じ。）を営む者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。</p>

○ 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）（附則第十九条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条 この法律において「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）による一般旅客定期航路事業及び対外旅客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの並びに日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営むものを除く。次項第四号において同じ。）を営む者</p> <p>六・七（略）</p> <p>2 この法律において「旅客施設」とは、次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は対外旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）</p> <p>五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（共通乗車船券） 第六条（略）</p> <p>2 前項の届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段若しくは第三十六条、軌道法第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段、海上運送法第七条第一項後段（同法第二十一条の五におい</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次項第四号において同じ。）を営む者</p> <p>六・七（略）</p> <p>2 この法律において「旅客施設」とは、次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）</p> <p>五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（共通乗車船券） 第六条（略）</p> <p>2 前項の届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段若しくは第三十六条、軌道法第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段、海上運送法第八条第一項後段（同法第二十三条において準</p>

て準用する場合を含む。）又は航空法第百五条第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。

用する場合を含む。）又は航空法第百五条第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。

○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）（附則第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（共通乗車船券） 第四十条（略）</p> <p>2 前項の届出をした者は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十六条第三項後段若しくは第三十六条後段、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第七条第一項後段（同法第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出をしたものとみなす。</p>	<p>（共通乗車船券） 第四十条（略）</p> <p>2 前項の届出をした者は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十六条第三項後段若しくは第三十六条後段、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第八条第一項後段（同法第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしたものとみなす。</p>

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 海上運送事業者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ イに掲げる者の事業の用に供する船舶の貸渡し（定期備船を含む。）をする事業を営む者であつて、海上運送法第三十条において準用する同法第二十三条第一項の規定による船舶貸渡業の届出をしたもの</p> <p>ハ （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 海上運送事業者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ イに掲げる者の事業の用に供する船舶の貸渡し（定期備船を含む。）をする事業を営む者であつて、海上運送法第三十条において準用する同法第二十条第一項の規定による船舶貸渡業の届出をしたもの</p> <p>ハ （略）</p>

○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）（抄）（附則第二十二条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一十一 (略)</p> <p>十二 貨物運送一般旅客定期航路事業 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第五項の一般旅客定期航路事業のうち貨物の運送を行うものをいう。</p> <p>十三 十八 (略)</p> <p>(海上運送法の特例) 第十二条 (略)</p> <p>2 貨物運送一般旅客定期航路事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更に^レついて第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業についての海上運送法第十一条第一項若しくは第十八条第一項、第二項若しくは第四項の認可を受け、又は同法第十一条第三項若しくは第十六条第一項若しくは第二項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ</u>当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一十一 (略)</p> <p>十二 貨物運送一般旅客定期航路事業 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第五項の一般旅客定期航路事業（<u>本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。</u>）のうち貨物の運送を行うものをいう。</p> <p>十三 十八 (略)</p> <p>(海上運送法の特例) 第十二条 (略)</p> <p>2 貨物運送一般旅客定期航路事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更に^レついて第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業についての海上運送法第十一条第一項若しくは第十八条第一項、第二項若しくは第四項の認可を受け、又は同法第十一条第三項若しくは第十五条第一項若しくは第二項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。</p>

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）（附則第二十三条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）による一般旅客定期航路事業、<u>対外旅客定期航路事業</u>（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの並びに日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営むものを除く。次号ニにおいて同じ。）及び<u>旅客不定期航路事業を営む者</u></p> <p>へ・ト (略)</p> <p>六 旅客施設 次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業、<u>対外旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。</u>）</p> <p>ホ (略)</p> <p>七～三十二 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞ</u>れ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が<u>営む同法による対外旅客定期航路事業を</u>除く。次号ニにおいて同じ。）を営む者及び旅客不定期航路事業者</p> <p>へ・ト (略)</p> <p>六 旅客施設 次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）</p> <p>ホ (略)</p> <p>七～三十二 (略)</p>

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（抄）（附則第二十四条関係）

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）により改正された後の条文（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業（以下「一般旅客定期航路事業」という。）、同条第七項に規定する貨客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの及び本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「貨客定期航路事業」という。）及び同条第九項に規定する一般不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。以下「一般不定期航路事業」という。）（以下これらを「一般旅客定期航路事業等」という。）を営む者</p> <p>ヘ イからホまでに掲げる者以外の者で鉄道事業法による鉄道施設又は海上運送法による輸送施設（船舶を除き、一般旅客定期航路事業等の用に供するものに限る。）であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものを設置し、又は管理するもの</p> <p>三 三七 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。）、同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）及び同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）（以下これらを「国内一般旅客定期航路事業等」と総称する。）を営む者</p> <p>ヘ イからホまでに掲げる者以外の者で鉄道事業法による鉄道施設又は海上運送法による輸送施設（船舶を除き、国内一般旅客定期航路事業等の用に供するものに限る。）であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものを設置し、又は管理するもの</p> <p>三 三七 (略)</p>

八 海上運送高度化事業 一般旅客定期航路事業等であつて、より優れた加速及び減速の性能を有する船舶を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もつて地域公共交通の活性化に資するものをいう。

九・十 (略)

十一 地域旅客運送サービス継続事業 一般乗合旅客自動車運送事業又は一般旅客定期航路事業に係る路線等（路線若しくは営業区域又は航路をいう。以下同じ。）で収支が不均衡な状況にあるものにおける運送を継続するために行う事業であつて、地方公共団体がそれぞれ一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般旅客定期航路事業を営む者で当該路線等における運送を実施する者を国土交通省令で定めるところにより選定し、当該選定をした者への支援を行うことにより、当該選定をした者に引き続き当該路線等における運送を実施させるものをいう。

十二 (略)

十三 地域公共交通利便増進事業 地域公共交通の利用の容易性の向上又は利用の円滑化その他の地域公共交通の利用者の利便の増進を図るために行う事業であつて、次に掲げるものをいう。

イ 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であつて、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

(1) 旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般旅客定期航路事業に係る路線等の編成の変更

(2) 次に掲げる事業の転換又は道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送（自家用有償旅客運送者が

八 海上運送高度化事業 国内一般旅客定期航路事業等であつて、より優れた加速及び減速の性能を有する船舶を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もつて地域公共交通の活性化に資するものをいう。

九・十 (略)

十一 地域旅客運送サービス継続事業 一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業に係る路線等（路線若しくは営業区域又は航路をいう。以下同じ。）で収支が不均衡な状況にあるものにおける運送を継続するために行う事業であつて、地方公共団体がそれぞれ一般乗合旅客自動車運送事業者又は国内一般旅客定期航路事業を営む者で当該路線等における運送を実施する者を国土交通省令で定めるところにより選定し、当該選定をした者への支援を行うことにより、当該選定をした者に引き続き当該路線等における運送を実施させるものをいう。

十二 (略)

十三 地域公共交通利便増進事業 地域公共交通の利用の容易性の向上又は利用の円滑化その他の地域公共交通の利用者の利便の増進を図るために行う事業であつて、次に掲げるものをいう。

イ 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であつて、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

(1) 旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業に係る路線等の編成の変更

(2) 次に掲げる事業の転換又は道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送（自家用有償旅客運送者が

行うものに限る。以下「自家用有償旅客運送」という。）
から道路運送事業（一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下この(2)において同じ。）への転換

(i)・(ii) (略)

(iii) 一の種類の一般旅客定期航路事業等から他の種類の一般旅客定期航路事業等への転換

(3) (略)

ロ・ハ (略)

十四 (略)

十五 新地域旅客運送事業 地域の旅客輸送需要に適した効率的な運送サービスであつて、次に掲げる事業のうち二以上の事業に該当し、かつ、当該二以上の事業において同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する事業をいう。

イ・ロ (略)

ハ 一般旅客定期航路事業等

十六 (略)

(海上運送高度化実施計画の認定)

第十九条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その海上運送高度化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一・二 (略)

三 海上運送高度化実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものについては、当該事業の内容が海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、海上運送高度化事業を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも

行うものに限る。以下「自家用有償旅客運送」という。）
から道路運送事業（一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下この(2)において同じ。）への転換

(i)・(ii) (略)

(iii) 一の種類の国内一般旅客定期航路事業等から他の種類の国内一般旅客定期航路事業等への転換

(3) (略)

ロ・ハ (略)

十四 (略)

十五 新地域旅客運送事業 地域の旅客輸送需要に適した効率的な運送サービスであつて、次に掲げる事業のうち二以上の事業に該当し、かつ、当該二以上の事業において同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する事業をいう。

イ・ロ (略)

ハ 国内一般旅客定期航路事業等

十六 (略)

(海上運送高度化実施計画の認定)

第十九条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その海上運送高度化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一・二 (略)

三 海上運送高度化実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものについては、当該事業の内容が海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、海上運送高度化事業を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれ

該当しないこと。

四 海上運送高度化実施計画に定められた事業のうち、貨客定期航路事業又は一般不定期航路事業に該当するものについては、第一項の規定による認定の申請が海上運送法第二十条第二項又は第二十二條第二項において準用する同法第十九條の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。

4 5 9 (略)

(海上運送法の特例)

第二十条 海上運送高度化事業を実施しようとする者がその海上運送高度化実施計画について前条第三項の認定(同条第五項の変更の認定を含む。)を受けたときは、当該海上運送高度化実施計画に定められた海上運送高度化事業のうち、一般旅客定期航路事業について海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第十一条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、貨客定期航路事業について同法第二十条第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九條の十第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものと、一般不定期航路事業について同法第二十二條第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九條の十第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定にかかわらず、前条第三項の認定を受けた日から開始することができる。

2 地域旅客運送サービス継続事業の実施)

第二十七條の二 (略)

2 (略)

3 地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画を作成す

にも該当しないこと。
(新設)

4 5 9 (略)

(海上運送法の特例)

第二十条 海上運送高度化事業を実施しようとする者がその海上運送高度化実施計画について前条第三項の認定(同条第五項の変更の認定を含む。)を受けたときは、当該海上運送高度化実施計画に定められた海上運送高度化事業のうち、海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第十一条第一項の認可を受け、又は同条第三項、同法第十九條の五第一項若しくは第二十条第二項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、同法第十九條の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出をしたものとみなされた事業については、これらの規定にかかわらず、前条第三項の認定を受けた日から開始することができる。

2 地域旅客運送サービス継続事業の実施)

第二十七條の二 (略)

2 (略)

3 地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画を作成す

るときは、あらかじめ、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定めようとする地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等に係る一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般旅客定期航路事業を営む者、当該路線等における運送を実施させようとする者その他の当該地域旅客運送サービス継続事業に関係を有する者として国土交通省令で定める者の同意を得なければならない。

4 5 6 (略)

(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定)

第二十七条の三 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その地域旅客運送サービス継続実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 5 四 (略)

五 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、次のイからへまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイからへまでに定める基準に適合すること。

イ (略)

ロ 海上運送法第七条第三項の認可 同条第四項の基準

ハ 5 へ (略)

六 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、海上運送法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

3 国土交通大臣は、前項の認定をする場合において、地域旅客運送サービス継続実施計画に道路運送法第九条第一項の認可又は海

るときは、あらかじめ、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定めようとする地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等に係る一般乗合旅客自動車運送事業者又は国内一般旅客定期航路事業を営む者、当該路線等における運送を実施させようとする者その他の当該地域旅客運送サービス継続事業に関係を有する者として国土交通省令で定める者の同意を得なければならない。

4 5 6 (略)

(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定)

第二十七条の三 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その地域旅客運送サービス継続実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 5 四 (略)

五 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、次のイからへまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイからへまでに定める基準に適合すること。

イ (略)

ロ 海上運送法第八条第三項の認可 同条第四項の基準

ハ 5 へ (略)

六 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、海上運送法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

3 国土交通大臣は、前項の認定をする場合において、地域旅客運送サービス継続実施計画に道路運送法第九条第一項の認可又は海

上運送法第七條第三項の認可を要する事業に関する事項が定められているときは、あらかじめ、当該事項について運輸審議会に諮るものとする。

459 (略)

(海上運送法の特例)

第二十七條の五 地方公共団体がその地域旅客運送サービス継続実施計画について第二十七條の第三項の認定を受けたときは、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業のうち、海上運送法第三條第一項の許可若しくは同法第七條第三項、第十一條第一項、第二項若しくは第十八條第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同法第六條、第七條第一項、第十一條第三項若しくは第十一條の二第一項若しくは第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業を実施するために、当該地域旅客運送サービス継続事業に係る従前の一般旅客定期航路事業について廃止することが必要となる場合においては、海上運送法第十六條第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定による届出をすることを要しない。

(地域公共交通利便増進実施計画の認定)

第二十七條の十五 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その地域公共交通利便増進実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一5八 (略)

上運送法第八條第三項の認可を要する事業に関する事項が定められているときは、あらかじめ、当該事項について運輸審議会に諮るものとする。

459 (略)

(海上運送法の特例)

第二十七條の五 地方公共団体がその地域旅客運送サービス継続実施計画について第二十七條の第三項の認定を受けたときは、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業のうち、海上運送法第三條第一項の許可若しくは同法第八條第三項、第十一條第一項、第二項若しくは第十八條第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同法第六條、第八條第一項、第十一條第三項若しくは第十一條の二第一項若しくは第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業を実施するために、当該地域旅客運送サービス継続事業に係る従前の国内一般旅客定期航路事業について廃止することが必要となる場合においては、海上運送法第十五條第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定による届出をすることを要しない。

(地域公共交通利便増進実施計画の認定)

第二十七條の十五 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その地域公共交通利便増進実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一5八 (略)

九 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであって、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイからニまでに定める基準に適合すること。

イ (略)

ロ 海上運送法第七條第三項の認可 同條第四項の基準

ハ・ニ (略)

十 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第三條第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第五條各号のいずれにも該当しないこと。

十一 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、貨客定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第二十條第一項の登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請が同條第二項において準用する同法第十九條の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。

十二 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、

一般不定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第二十二條第一項の登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請が同條第二項において準用する同法第十九條の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。

3 前項の認定をする場合において、鉄道事業法第十六條第一項の認可、軌道法第三條の特許、同法第十一條第一項の運賃若しくは料金の認可、同法第二十二條ノ二の許可、道路運送法第九條第一項の認可又は海上運送法第七條第三項の認可を要するものについては、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は、政令で定める。

4
5
9 (略)

九 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであって、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイからニまでに定める基準に適合すること。

イ (略)

ロ 海上運送法第八條第三項の認可 同條第四項の基準

ハ・ニ (略)

十 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第三條第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第五條各号のいずれにも該当しないこと。

(新設)

(新設)

3 前項の認定をする場合において、鉄道事業法第十六條第一項の認可、軌道法第三條の特許、同法第十一條第一項の運賃若しくは料金の認可、同法第二十二條ノ二の許可、道路運送法第九條第一項の認可又は海上運送法第八條第三項の認可を要するものについては、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は、政令で定める。

4
5
9 (略)

(海上運送法の特例)

第二十七条の十九 地方公共団体がその地域公共交通利便増進実施計画について第二十七条の十五第二項の認定を受けたときは、当該地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業のうち、一般旅客定期航路事業について海上運送法第三十条第一項の許可若しくは同法第七條第三項、第十一条第一項若しくは第十一条の二第二項の認可を受け、又は同法第六條、第七條第一項、第十一条第三項、第十一条の二第一項若しくは第四項若しくは第十六条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、貨客定期航路事業について同法第二十条第一項の登録を受け、又は同法第二項において準用する同法第十九條の十第一項若しくは第十九條の十三第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものと、一般不定期航路事業について同法第二十条第一項の登録を受け、又は同法第二項において準用する同法第十九條の十第一項若しくは第十九條の十三第一項の規定による届出をしなければならず、又は届出をしたものとみなす。

(共通乗車船券)

第二十七条の二十 (略)

2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段、軌道法第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法第七条第一項後段の規定により届出をしたものとみなす。

(新地域旅客運送事業計画の認定)

第三十条 (略)

(海上運送法の特例)

第二十七条の十九 地方公共団体がその地域公共交通利便増進実施計画について第二十七条の十五第二項の認定を受けたときは、当該地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業のうち、海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第八条第三項、第十一条第一項若しくは第十一条の二第二項の認可を受け、又は同法第六條、第八条第一項、第十一条第三項、第十一条の二第一項若しくは第四項、第十五條、第十九條の五若しくは第二十条第二項若しくは第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、同法第十九條の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出をしたものとみなされた事業については、これらの規定にかかわらず、第二十七条の十五第二項の認定を受けた日から開始することができる。

(共通乗車船券)

第二十七条の二十 (略)

2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段、軌道法第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法第八条第一項後段の規定により届出をしたものとみなす。

(新地域旅客運送事業計画の認定)

第三十条 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その新地域旅客運送事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 五 (略)

六 新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものについては、当該事業の内容が海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、新地域旅客運送事業者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

七 新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、貨客定期航路事業又は一般不定期航路事業に該当するものについては、

第一項の規定による認定の申請が海上運送法第二十条第二項又は第二十二條第二項において準用する同法第十九條の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。

4 五 (略)

(新地域旅客運送事業の運賃及び料金)

第三十一条 認定新地域旅客運送事業者は、単独で又は共同して、認定新地域旅客運送事業計画に定められた新地域旅客運送事業（以下「認定新地域旅客運送事業」という。）について、その一貫した運送サービスに係る旅客の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運賃等のうち、次の各号に該当するものについては、当該各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 三 (略)

四 一般旅客定期航路事業の運賃（海上運送法第七条第三項の認

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その新地域旅客運送事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 五 (略)

六 新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものについては、当該事業の内容が海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、新地域旅客運送事業者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

(新設)

4 五 (略)

(新地域旅客運送事業の運賃及び料金)

第三十一条 認定新地域旅客運送事業者は、単独で又は共同して、認定新地域旅客運送事業計画に定められた新地域旅客運送事業（以下「認定新地域旅客運送事業」という。）について、その一貫した運送サービスに係る旅客の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運賃等のうち、次の各号に該当するものについては、それぞれ当該各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 三 (略)

四 国内一般旅客定期航路事業の運賃（海上運送法第八条第三項

可を受けなければならないものに限る。) 同項の認可を受けた運賃の上限の範囲内であること。

3 (略)

(海上運送法の特例)

第三十五条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業について海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第十一条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、貨客定期航路事業について同法第二十条第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものと、一般不定期航路事業について同法第二十二条第一項の登録を受け、又は同条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 一般旅客定期航路事業等を営む認定新地域旅客運送事業者がその認定新地域旅客運送事業計画の変更について第三十条第六項の変更の認定を受けたときは、当該認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業について海上運送法第十一条第一項若しくは第十八条第一項、第二項若しくは第四項の認可を受け、又は同法第十一条第三項若しくは第十六条第一項若しくは第二項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものと、貨客定期航路事業について同法第二十条第二項において準用する同法第十九条の十第一項若しくは第十九条の十三第一項の規定による届出をし、又は同法第二十条第二項において準用する同

の認可を受けなければならないものに限る。) 同項の認可を受けた運賃の上限の範囲内であること。

3 (略)

(海上運送法の特例)

第三十五条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第十一条第一項の認可を受け、又は同条第三項、同法第十九条の五第一項若しくは第二十条第二項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出をしたものとみなされた事業については、これらの規定にかかわらず、第三十条第三項の認定を受けた日から開始することができる。

2 国内一般旅客定期航路事業等を営む認定新地域旅客運送事業者がその認定新地域旅客運送事業計画の変更について第三十条第六項の変更の認定を受けたときは、当該認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、海上運送法第十一条第一項若しくは第十八条第一項、第二項若しくは第四項の認可を受け、又は同法第十一条第三項、第十五条第一項若しくは第二項、第十九条の五第一項若しくは第二項若しくは第二十条第二項若しくは第三項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出をしたものとみなされた事業については、これらの規定に

法第十九条の十二第一項の確認を受けなければならないものについては、これらの規定により届出をし、又は確認を受けたものと、一般不定期航路事業について同法第二十二條第二項において準用する同法第十九條の十第一項若しくは第十九條の十三第一項の規定による届出をし、又は同法第二十二條第二項において準用する同法第十九條の十二第一項の確認を受けなければならないものについては、これらの規定により届出をし、又は確認を受けたものとみなす。

3 一般旅客定期航路事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一條第一項の規定による届出をしたときは、運賃等のうち、海上運送法第七條第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

4 一般旅客定期航路事業等を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一條第三項の規定による公示をしたときは、運賃等のうち、海上運送法第九條又は同法第二十條第三項若しくは第二十二條第三項において準用する同法第十九條の十一の規定による公示をしなければならぬものについては、これらの規定により公示をしたものとみなす。

(共通乗車船券)
第三十六條の三 (略)

2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法第十六條第三項後段、軌道法第十一條第二項、道路運送法第九條第三項後段又は海上運送法第七條第一項後段の規定により届出をしたものとみなす。

にかかわらず、第三十條第六項の変更の認定を受けた日から開始することができる。

3 国内一般旅客定期航路事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一條第一項の規定による届出をしたときは、運賃等のうち、海上運送法第八條第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

4 国内一般旅客定期航路事業等を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一條第三項の規定による公示をしたときは、運賃等のうち、海上運送法第十條又は第十九條の六の二(同法第二十條の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公示をしなければならぬものについては、これらの規定により公示をしたものとみなす。

(共通乗車船券)
第三十六條の三 (略)

2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法第十六條第三項後段、軌道法第十一條第二項、道路運送法第九條第三項後段又は海上運送法第八條第一項後段の規定により届出をしたものとみなす。

○ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）（抄）（附則第二十五条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（共通乗車船券） 第十三条（略）</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十六条第三項後段若しくは第三十六条後段、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十一条第二項、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九条第三項後段、海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第七条第一項後段（同法第二十一条の五において準用する場合を含む。）又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一百五条第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。</p> <p>（海上運送法の特例） 第十五条（削る）</p> <p>観光圏整備事業を実施しようとする者であつて海上運送法第二十五条に規定する一般旅客定期航路事業を営むものが、観光旅客の移動の利便の増進に関する事業であつて運航回数が増加その</p>	<p>（共通乗車船券） 第十三条（略）</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十六条第三項後段若しくは第三十六条後段、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十一条第二項、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九条第三項後段、海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第八条第一項後段（同法第二十三条において準用する場合を含む。）又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一百五条第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。</p> <p>（海上運送法の特例） 第十五条 観光圏整備事業を実施しようとする者が、観光旅客の移動の利便の増進を図るために実施する海上運送法第十九条の五第一項に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業であつて事業の開始その他の国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された観光圏整備実施計画について、第八条第三項の認定を受けた場合において、認定観光圏整備実施計画に従つて当該事業を実施するに当たり、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出を行わなければならないときは、これらの規定による届出をしたものとみなす。</p> <p>2 観光圏整備事業を実施しようとする者であつて海上運送法第二十五条に規定する一般旅客定期航路事業を営むものが、観光旅客の移動の利便の増進に関する事業であつて運航回数が増加その</p>

他の国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された観光圏整備実施計画について、第八条第三項の認定を受けた場合において、認定観光圏整備実施計画に従って当該事業を実施するに当たり、同法第十一条の二第一項の規定による届出を行わなければならないとき又は同条第二項の認可を受けなければならないときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

他の国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された観光圏整備実施計画について、第八条第三項の認定を受けた場合において、認定観光圏整備実施計画に従って当該事業を実施するに当たり、同法第十一条の二第一項の規定による届出を行わなければならないとき又は同条第二項の認可を受けなければならないときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

改正案	現行
<p>（海上運送法の特例）</p> <p>第十九条の三 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、国際会議等参加旅客不定期航路事業（国際戦略総合特別区域において開催される国際会議等（国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）第二条に規定する国際会議等をいう。）に参加する者の運送をすることを主たる目的として行う海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）<u>第二十九条</u>項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する旅客不定期航路事業（その航路の起点、寄港地及び終点が当該国際戦略総合特別区域内にあるものであって、当該旅客不定期航路事業を営む者と同法<u>第六</u>条（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する一般旅客定期航路事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものに限る。）をいう。以下この条及び別表第一の二の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国際会議等参加旅客不定期航路事業を営む者については、同法第二十一条の二（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p>	<p>（海上運送法の特例）</p> <p>第十九条の三 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、国際会議等参加旅客不定期航路事業（国際戦略総合特別区域において開催される国際会議等（国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）第二条に規定する国際会議等をいう。）に参加する者の運送をすることを主たる目的として行う海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）<u>第二十一条</u>第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する旅客不定期航路事業（その航路の起点、寄港地及び終点が当該国際戦略総合特別区域内にあるものであって、当該旅客不定期航路事業を営む者と同法<u>第八</u>条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する一般旅客定期航路事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものに限る。）をいう。以下この条及び別表第一の二の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国際会議等参加旅客不定期航路事業を営む者については、同法第二十一条の二（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p>

○ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（抄）（附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十一条（略）</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段、軌道法第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第七条第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。</p>	<p>第二十一条（略）</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段、軌道法第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第八条第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。</p>

○ 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）（抄）（附則第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化）</p> <p>第十二条 国及び地方公共団体は、国内一般旅客定期航路事業等（特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航路における海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業及び同条第七項に規定する貨客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）をいう。）に係る旅客の運賃及び料金の低廉化について特別の配慮をするものとする。</p>	<p>（国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化）</p> <p>第十二条 国及び地方公共団体は、国内一般旅客定期航路事業等（特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航路における海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業及び同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業をいう。）に係る旅客の運賃及び料金の低廉化について特別の配慮をするものとする。</p>

○ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）（抄）（附則第二十九条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（共通乗車船券） 第八条（略）</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十六条第三項後段若しくは第三十六条後段、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十一条第二項、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九条第三項後段、海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第七条第一項後段（同法第二十一条の五において準用する場合を含む。）又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一百五条第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。</p> <p>（海上運送法の特例） 第十条（削る）</p> <p>文化観光拠点施設機能強化事業を実施しようとする者であつて海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営む</p>	<p>（共通乗車船券） 第八条（略）</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十六条第三項後段若しくは第三十六条後段、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十一条第二項、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九条第三項後段、海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第八条第一項後段（同法第二十三条において準用する場合を含む。）又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一百五条第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。</p> <p>（海上運送法の特例） 第十条 文化観光拠点施設機能強化事業を実施しようとする者が、文化資源保存活用施設に来訪する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進を図るために実施する海上運送法第十九条の五第一項に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業であつて事業の開始その他の国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された拠点計画について、第四条第三項の認定を受けた場合において、認定拠点計画に従つて当該事業を実施するに当たり、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出を行わなければならないときは、これらの規定による届出をしたものとみなす。</p> <p>2 文化観光拠点施設機能強化事業を実施しようとする者であつて海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営む</p>

ものが、文化資源保存活用施設に来訪する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進に関する事業であつて運航回数が増加その他の国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された拠点計画について、第四条第三項の認定を受けた場合において、認定拠点計画に従つて当該事業を実施するに当たり、同法第十一条の第二項の規定による届出を行わなければならないとき又は同条第二項の認可を受けなければならないときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

ものが、文化資源保存活用施設に来訪する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進に関する事業であつて運航回数が増加その他の国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された拠点計画について、第四条第三項の認定を受けた場合において、認定拠点計画に従つて当該事業を実施するに当たり、同法第十一条の第二項の規定による届出を行わなければならないとき又は同条第二項の認可を受けなければならないときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

○ 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号）（抄）（附則第三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 公共交通事業者 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 一ハ（略）</p> <p>二 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業、同条第七項に規定する貨客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの及び本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）及び同条第九項に規定する一般不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限る、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）を営む者</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 公共交通事業者 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 一ハ（略）</p> <p>二 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）、同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）及び同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限る、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）を営む者</p>

○ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）（抄）（附則第三十一条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定社会基盤事業者の指定）</p> <p>第五十条 主務大臣は、特定社会基盤事業（次に掲げる事業のうち、特定社会基盤役員（国民生活及び経済活動の基盤となる役員であつて、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。以下この項及び第五十二条において同じ。）の提供を行うものとして政令で定めるものをいう。以下この章及び第八十六条第二項において同じ。）を行う者のうち、その使用する特定重要設備（特定社会基盤事業の用に供される設備、機器、装置又はプログラムのうち、特定社会基盤役員を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役員の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものをいう。以下この章及び第九十二条第一項において同じ。）の機能が停止し、又は低下した場合に、その提供する特定社会基盤役員の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして主務省令で定める基準に該当する者を特定社会基盤事業者として指定することができる。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）<u>第二条第六項</u>に規定する貨物定期航路事業及び<u>同条第八項</u>に規定する不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送するもの</p> <p>八〇十四（略）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（特定社会基盤事業者の指定）</p> <p>第五十条 主務大臣は、特定社会基盤事業（次に掲げる事業のうち、特定社会基盤役員（国民生活及び経済活動の基盤となる役員であつて、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。以下この項及び第五十二条において同じ。）の提供を行うものとして政令で定めるものをいう。以下この章及び第八十六条第二項において同じ。）を行う者のうち、その使用する特定重要設備（特定社会基盤事業の用に供される設備、機器、装置又はプログラムのうち、特定社会基盤役員を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役員の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものをいう。以下この章及び第九十二条第一項において同じ。）の機能が停止し、又は低下した場合に、その提供する特定社会基盤役員の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして主務省令で定める基準に該当する者を特定社会基盤事業者として指定することができる。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）<u>第二条第四項</u>に規定する貨物定期航路事業及び<u>同条第六項</u>に規定する不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送するもの</p> <p>八〇十四（略）</p> <p>二・三（略）</p>



○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（抄）（附則第三十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船員法の一部改正）</p> <p>第三百四十六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二百二十二条から第二百二十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第二百五条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第二百二十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第二百二十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一号を加える。</p> <p>四 外国において脱船したとき。</p> <p>第二百二十八条の二を削り、第二百二十八条の三を第二百二十八条の二とする。</p> <p>第二百二十九条、第三百十条、第三百三十一条の三及び第三百三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>（海上運送法の一部改正）</p> <p>第三百五十一条 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第四十六条から第四十八条まで及び第四十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p>	<p>（船員法の一部改正）</p> <p>第三百四十六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二百二十二条から第二百二十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第二百五条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第二百二十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第二百二十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一号を加える。</p> <p>四 外国において脱船したとき。</p> <p>第二百二十八条の二を削り、第二百二十八条の三を第二百二十八条の二とする。</p> <p>第二百二十九条、第三百十条、第三百三十一条の二及び第三百三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>（海上運送法の一部改正）</p> <p>第三百五十一条 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第四十六条から第四十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p>